

平成18年第5回那須烏山市議会定例会（第4日）

平成18年6月12日（月）

開議 午前10時00分

閉会 午後 3時02分

◎出席議員（20名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
11番	五味渕親勇君	12番	大野曄君
13番	平山進君	14番	水上正治君
15番	小森幸雄君	16番	平塚英教君
17番	中山五男君	18番	樋山隆四郎君
19番	滝田志孝君	20番	高田悦男君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
助役	山口孝夫君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	零正俊君
経済環境部長	佐藤和夫君
建設部長	池尻昭一君
教育次長	堀江一慰君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

○議事日程

- 日程 第 1 一般質問について（議員提出）
- 日程 第 2 議案第3号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程 第 3 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
- 日程 第 4 意見書案第1号 地方交付税に関する意見書の提出について（議員提出）
- 日程 第 5 意見書案第2号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について（議員提出）
- 日程 第 6 発議第1号 烏山線利用向上対策調査特別委員会の設置について（議員提出）
- 日程 第 7 発議第2号 行財政合理化調査特別委員会の設置について（議員提出）
- 日程 第 8 発議第3号 特別委員会委員の選任について（議長提出）
- 日程 第 9 報告第1号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）
- 日程 第10 閉会中の継続調査の申し出について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（小森幸雄君） ただいま出席している議員は20名です。定数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長の出席を求めていますので、ご了解願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長 朗読]

議事日程

平成18年第5回那須烏山市議会定例会（第4日）

- 開 議 平成18年6月12日（月） 午前10時
- 日程 第 1 一般質問について（議員提出）
- 日程 第 2 議案第3号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程 第 3 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
- 日程 第 4 意見書案第1号 地方交付税に関する意見書の提出について（議員提出）
- 日程 第 5 意見書案第2号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について（議員提出）
- 日程 第 6 発議第1号 烏山線利用向上対策調査特別委員会の設置について（議員提出）
- 日程 第 7 発議第2号 行財政合理化調査特別委員会の設置について（議員提出）
- 日程 第 8 発議第3号 特別委員会委員の選任について（議長提出）
- 日程 第 9 報告第1号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について（議長提出）
- 日程 第10 閉会中の継続調査の申し出について

◎日程第1 一般質問について

○議長（小森幸雄君） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、ご了解を願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、この際お願いしておきます。

通告に基づき18番樋山隆四郎君の発言を許します。

18番樋山隆四郎君。

〔18番 樋山隆四郎君 登壇〕

○18番（樋山隆四郎君） 議長の許可を得ましたので、早速質問に入りたいと思います。質問に入る前に、私は国と総務大臣に対していささか意見があります。それはなぜならば、国は地方自治体を3,300から1,000にするんだという目標を掲げて、市町村合併を進めてきたわけであります。その市町村合併の目玉は何かと言えば、何と言っても合併特例債であります。この合併特例債を合併をした市町村に関しては10年間、例えば南那須、烏山両町の地方交付税を算定がえをするが、減額はしない。その10年間において財政基盤を確立してください。そして、10年以降、地方交付税が減額された分に関しては暫定措置をとります。5年間において、その90%、70%、50%というふうにして減らしていきますという約束をしたわけであります。

しかし、合併をして1年もたないうち、平成17年度の特別交付税を87%もカットした。これはどういうことなんだ。国が約束違反をしている。こういうようなことでは、これから地方自治を預かる市長、あるいはそれに責任を持つ議員はどうすればいいんだ。たった1年もしないうちにこの約束を破ったわけであります。これが今の国の仕打ちであります。

また、この議会にも提案をされていますが、行政改革の集中プランというものを出してきたわけであります。平成16年12月24日に閣議決定をした。そして、平成18年3月までには数値目標、これはどういうことかと申しますと、事務事業の見直し、官でやっていることを民に移しなさい。定員を適正管理にさせなさい。そして、手当をよく検討して、給与の適正化を図りなさい。あるいは経費を削減して、健全な行財政運営をしなさいとか、こういうことを一方的に、これは地方自治法の225号、17号、4号に基づいて、これはどういうことかと申しますと、総務大臣は地方公共団体に対して組織、運営の合理化に関しては助言、そして勧告、資料の提出ができるというふうな条例が地方自治法にあるわけであります。しかし、日本国憲法は、地方自治というものの1章、第8章に基づいて、92条で運営に関しては自治の本旨に基づきと、本旨に基づくということはどういうことかということ、自治権を不当に侵害するなということを言っているわけであります。

そして同時に、地方自治の運営は福祉の増進に邁進しなさい。こういうことを憲法で規定しているわけであります。また、94条では自主立法権、自主行政権、自主財源権、こういうものを保証しているわけであります。したがって、私は国がこと細かに地方自治に対してあせせ、こうせいということ自体が自治権の侵害である。ここまで言わざるを得ない。

これほど細かく国が指示をしてくる。それはどういうことかと申しますと、過疎と過密という、地方自治によってはいろいろな自治体があるわけであります。これは宇都宮市あたりは地

方交付税は1銭ももらえません。こういうところであれば、私はそれもやむを得ないと。しかし、我々は再三この議会でも問題になっておりますが、自主財源0.44、このぐらいしかない自治体、過疎に悩んでいる自治体は日本全国津々浦々まで、福祉に関しても何に関しても平準化したものをやりなさい。こういうふうに国が言っているわけでありませぬ。

しかし、もともと財源のない過疎地においては、それを志向すれば必ずどこかにしわ寄せが来るわけでありませぬ。この財源にとってナショナルミニマム、日本全国どこでもどういう福祉でも同じものが受けられるという政策を立てたならば、それに見合うものをくれるというのが当たり前なんです。この間も新聞にありましたが、地方交付税の配分比率を国税の中の3税、法人税、所得税、酒税に関しては32%を下回る配分比率にしようではないか。今まででも足りないのに、またそれに対する削減をしてくるわけでありませぬ。

そして、たばこ税の25%、消費税の24%、これに対してもまた下げようというわけでありませぬ。地方に来る地方交付税の総枠をそこで絞ってしまおう。当然こういう自治体はどういうことになるか。生命線である地方交付税を減額されたならば、運営ができないのでありませぬ。また、サービスを低下しなくてはならないわけでありませぬ。

財源の豊かなところはそれでもいい。しかし、日本全国には今度合併した多くの市町村があるわけでありませぬ。この中で財源がなくて、それでも何とか合併にこぎつけて、これから10年で特例債を使ったり、あるいは2つある施設を1つにしたり、職員の削減を図ったり、そして10年間で何とか財政基盤を立て直そうという矢先に、国が地方交付税をカットするということになれば、とてもじゃないが、この新しい市の運営も大変厳しいものが迫られる。こういうことを国は平気でやってくるわけでありませぬ。

ですから、私は冒頭に申しましたように、文句があるというのはそこなのでありませぬ。本来ならば私は国会で言いたい。しかし場所が議会でありますから、これは大きな声を出しても届かない。ですからこれはやむを得ませぬが、しかし、一言や二言は文句を言いたいというのが地方の立場であります、特に財源のない我が市のようなところは。

さてそこで、これから私は質問に入りますが、この財源のない大変な市をこれからどうするんだ。国は先ほど申しましたように、事務事業の見直しをしろ。あるいは定員の適正化とか、手当をカットしろだとか、こういうもので大体6項目にわたって通告をしてきたというのは事務次官通達、総務省の事務次官の昔は通達、今は令と言うんでしょうが、こういうものを押しつけてきたわけでありませぬ。ただ、烏山でつくった集中プランに関しましては、前の答弁でも市長は申されましたが、これはあくまでも最低線のラインだ。これは来年にも再来年にも限りなく見直しをしていくんだというふうな発言をしているわけでありませぬ。

しかし、私はこの改革プランにいたしましても、標準あるいは先進団体を見たときには、よ

ほど厳しい改革プランをつくっているわけであります。ですから、これはあくまでも最低ラインの改革プランだというふうに言うておりますが、パブリックコメントという中では大変厳しいコメントが出ているわけであります。このコメントに市の回答が載っておりますが、私は直接市長にこのパブリックコメントについての質問をいたすわけであります。

まず、3項目にわたって質問をいたします。第1番目は那須烏山市の行政改革集中プランに対するパブリックコメント、2番目は指定管理者制度の活用、そして新市における財政状況と運営、この3つであります。

第1番目のパブリックコメントに関しては、安易に専門家による事務事業等の見直しをするのか。2番目は主要な事務事業評価を平成18年度から公表できるのか。3点目は定員適正化で地方公務員法第40条、28条を適用することができるのか。第1番目についてはこの3点であります。

2番目の指定管理者制度というものについては、公共施設、特に小中学校統廃後の空き校舎の再利用に指定管理者制度を適用するのか。これは前の議会でも少し触れたことがありますが、もう少し詳しく質問をしたいと思っております。

3番目における財政運営と状況ということに対しては、経費節減合理化との財政の健全化とあるが、これは可能なのか。この3点について市長に質問いたします。

まず第1回目の質問をこれで終わります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは18番樋山隆四郎議員から、那須烏山市行財政集中改革プランに対するパブリックコメントについて、指定管理者制度の活用について及び新市における財政状況と運営について3項目にわたりまして、ご質問をいただいております。質問順序に従いましてお答えを申し上げますが、質問の項目の前に先ほど合併特例債、そして地方交付税に関する言及がございました。

私にとりましても三位一体の改革等のことについては冒頭のごあいさつでも述べましたように、今回の平成16、17、18年度の3カ年を見るには失敗であったと、私は明言をいたしたところでございますので、この樋山議員の考え方、国あるいは総務大臣に対する抗議とも受けとめられます意見につきましては、大変私も同感でございますので、今後ともこのようなスタンスを地方は持ちながら、強い要望活動を国に届けていかなければならないと私も強く認識をしたところでございますので、議員各位にありましてもさらなるご支援をいただきたいと思います次第でございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

それでは、質問の項目に入りますが、まずは行財政集中改革プランに対する件でございます。

事務事業等の見直しにつきましては、行政評価の導入を行い対応していくことといたしております。平成18年度には今後細部について詰めていくこととなりますけれども、少なくとも主要な事務事業については事前もしくは事後の評価を行いまして、改革改善を行いまして、次年度へ評価結果を反映させていきたいと考えております。なお、政策、施策の評価についても集中改革プラン、平成20年度導入を掲げておりますけれども、今後十分な対応、そして研究を行っていくことといたしております。

評価の手段といたしましては、担当部局による第一次評価を行いまして、行政評価の主幹部となる総務部主導による第二次評価、庁議メンバーによる最終評価による内部評価を実施をしていきたいと思っております。議員からのご指摘の専門家による評価につきましては、第三者評価として対応を検討してまいります。第三者評価システムの確立は若干先になるかもしれませんが、当面は民間委員、宇大の先生が参入した総合計画策定に際し設置するまちづくり懇談会の行政経営部会などを活用し、意見、提言をいただくことで調整を図っていきたいと考えております。

平成18年度事務事業評価を実施することにつきましては、さきの質問でお答えさせていただきましたが、その対象事業の評価結果につきましては公表を行いまして、市民の皆さん方に対して説明責任を果たしていきたいと考えています。なお、評価結果に対しましてはパブリックコメントを実施し、市民等からの意見、提言をいただき、さらなる見直しを行っていく。このような考え方を持っております。

定員適正化で、地方公務員法第40条、第28条の適用についてのお尋ねがございました。本市における職員の定員管理の適正化については、最小の人員で最大の効果を発揮できるように定員の適正化計画を策定いたしております。ご質問の地方公務員法第40条、勤務成績の評定を規定したものでありますが、これは既にご案内だと思っております。本市におきまして現在検討している人材育成施策としては、権限移譲に対応できる専門職員の育成、能力、実績を重視した人事評価制度の導入を検討しております。この地方公務員法第40条の趣旨を踏まえた人事評価制度は、人事評価を実施をしながら職員の士気を高め、公務能率を増進させる。このような考え方を持っております。

公務能率の向上は、民主主義の確立と地方公共団体の恒久的な課題であると認識をしております。本市といたしましては、人を育て、人を生かす、これを理念とした人事評価制度の構築を目指しております。

後段の28条につきましては、分限処分としての後任、免職、及び休職等に規定をするものでありますけれども、これもご承知だと思っておりますが、これを行うにあたりましては相当慎重を期すべきこと等を考慮して、対応していきたいと考えております。

指定管理者制度の活用につきまして、お尋ねでございます。学校の統合計画に伴いまして、

空き校舎の利用計画が今後の大きな課題であります。これらの再利用、跡地利用につきましては内部での検討プロジェクトを立ち上げて検討することはもちろんでございますが、地域住民の皆様の意見、要望を拝聴することも大切でありますので、早急に検討を進めることといたしております。

学校の空き校舎の管理態勢につきましては、その跡地利用計画がまとまらなると結論は出せないところでございますけれども、さまざまな利用計画が樹立をされた段階で、処分する施設、改修をして活用する施設など、さらには指定管理者制度で管理を委託する施設等を明確にして、全体計画をつくりながら、あるべく那須烏山市の跡地利用計画を構築する予定でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

新市における財政状況と運営についてのお尋ねでございます。本市も財政状況、これはもう既にご承知でございます。財政の強弱を示す財政力指数0.453、その6割を一般財源を、先ほどご指摘の普通交付税に依存をしております。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率、これは平成16年度での旧2町で示しますと、旧南那須町で89.1%、旧烏山町で88.1%になっており、一般的には市では75%、町村で70%程度が妥当とされていることから、財政構造は人件費、公債費、扶助費等の義務的経費の割合が高く、建設事業や新規事業の投資的経費の割合が低く、財政構造の弾力性を失いつつあると考えられているわけでございます。

合併前の旧2町とも財政力は県内で最低でございますから、本市の財政逼迫状態は当然であります。合併してもなお財政基盤が脆弱でありますことから、市の財政状況を十分に認識した上で、一層の行革が求められているということでございます。

このような財政状況を踏まえまして、経費の節減合理化を図るために、先ほどご指摘がありました集中改革プランを公表させていただきました。集中改革プランは行財政改革の具体的な取り組みを集中的に実施をするため、平成17年度を起点としておおむね平成21年度までの取り組みを明示した計画であります。

合併後の具体的な取り組みでは、歳入におきましては嘱託徴収員を配置するとともに、庁内組織職員による市税等公金収納対策プロジェクト推進本部を平成18年4月に設置をして、滞納整理事務の強化を図ってまいりました。徴収率の向上にも努めてまいりました。

一方、歳出におきましては、合併によりまして旧町単位ごとの同種団体等事業統合を推進をして、平成18年度当初予算では負担金、補助金、交付金の削減に取り組んだところでございます。また、自主財源を高めるための施策といたしまして、企業誘致プロジェクトチームを設置いたしました。今後は当面の財政力指数を県平均0.6、0.7の実現を目的として考えておりますが、さらなる行財政改革や経費節減、加えて定住人口、交流人口をふやすことによりまして、自主財源を高める施策をやるべき施策は何でもやっていきたい。このようなことから、財

政の健全化に努めていきたいと考えております。

答弁を終わります。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、市長から答弁がありました。専門家による事務事業の見直し、I E、これは何だと思って調べてみましたら、Iというのはインダストリアル、Eというのはエンジニアリング、この略だそうであります。これは社会工学とか経営工学あるいは自然、社会科学の知識を使って総合的に企業に対して管理をしたり、あるいは運営をしたり、在庫、投資、こういうものを総合的に検討していくという機関らしいのであります。

こういうものに対して、専門家のパブリックコメントでは、そういうものをもって事務事業を見直したらどうか。こういうような提言であります。私はこれも結構なのであります。これには膨大な費用がかかるというふうに思っておりますので、それよりも重要なことは2番にあります事務事業の評価なのであります。まず、これからスタートしなければ、この集中改革プランも体系が整っていない。定員管理をしろ。給料のカットをしろ。経費を削減しろ。こういう個別個別のプランではどうしていいかわからない。事務事業評価をまずやらなければ人員の問題も決まっこない。事業の問題も決まっこない。

これはどういうことかと申しますと、大体1,000からそのぐらいの各市町村には事務事業があるわけでありまして。この事務事業を一つ一つ精査をするということは事務事業評価表、一つの事業をしっかりと評価をするわけでありまして。そして、初めてこの事業が必要なのか必要でないのか、再編すべきものなのか、廃止すべきものか。こういうものが出てくるわけでありまして。まずこれが最初なのであります。

この事業が必要ないということになれば、ここに何人の人員を配置してあるんだ。だから、この事業を廃止すれば3人なり4人なりの人件費あるいは人員が削減できる。それをもってやっても、市民に対して迷惑がかからない。新しく合併した両町に同じ施設が幾つもあるわけでありまして。どの施設とどの施設を統合すべきか。両町で20人でやっていたものを1つにすれば10人で済むわけでありまして。それをしても市民に対してサービスの低下にはならないわけでありまして。

ですから、ここに定員管理をするのではなくて、この事務事業の評価をまず第1番目にやるべきだ。旧烏山の岩崎町長の時代からこれを早くやれ、早くやれと、試行的にやりますと言って、1回やったらその後どうなったんだか。為政者が変わったらうやむやになって、今でもまだ試行的に何項目かやっていますよ。こんな試行的じゃないんです。ましてここへ来たらば早急にこの事務事業の評価を、高根沢は600にわたってやっているんですから。

3年間でどのぐらいの削減をしたかと申しますと4億3,800万円。こういう数値が出て

いるわけでありまして。私は口を酸っぱくするほどこれをやれと言ってもなかなかやらなかった。これをやるのが事務事業の見直しであり、定員適正化であり、これが金額にしてみるとたった3年間で4億8,000万円、このぐらいの効果が出てくるわけでありまして、まずこの集中プランで目標を出して、そして21年までに達成しろなんて、そんな総務省の言うことなんか聞かないで、みずから事務事業の評価表を早急につくって、そしてこのみずからが那須烏山市の改革プラン、行政改革を断行しなければ、いつも言っているように財政基盤の確立は決していない。同じ事業を繰り返しているならば、3つや4つ減らしたってどうにもならないんです。

よほど血の出る改革をしなければできないということでありまして、市長はこのパブリックコメントでなくて、独自にパブリックコメントを尊重はするが、あるいは意見は聞くが、できるものはやるが、しかしできないものというより、私は根底からこの改革案に対しては独自の改革案を早急に那須烏山市がつくって実行していく。このほうがはるかに効果があると私は考えますが、市長はどう考えるか質問いたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） パブリックコメントの中で、まずI Eのお尋ねがございましたけれども、私もちょっと調べてみましたけれども、無理、むだ、むらを省くというのが根底の趣旨のようでございまして、確かに負荷、能力というふうに分けますと、今、ご指摘のように負荷が上回っているの、結局財政力が極めて脆弱になっているというような、これは極端な出発と出口の部分のことだけを言いますと、やはりまだむだがある、無理もある。結局それがむらがあるということだろうというふうに思っております。

そこで、この行政改革プランは確かにこれは行革の断行の中で、中味についてはこれは市の独自のものと受けとめていただきたいと思っております。これはこれから平成17年度から5カ年間の行革プランを数値であらわせるものは数値であらわした目標値でございますから、これも申し上げておりますように最低ラインの実行計画として受けとめていただいて結構でございますから、それを上乗せをする、前倒しをするというのは当然でございます。したがって、そのようなスタンスでこの行革プランは考えてまいります。

そこで、事務事業の見直しのことにつきまして触れられました。手順は確かに議員のおっしゃるとおりだと思います。これは旧両町の行政評価なるものは、試行だ試行だと言われるようにやっております。私どもの旧南那須は事務事業評価もやりました。その中で、私が内部の事務事業評価を評価するに、やはりこれは改革にしてはあたらぬような結果でありました。これは市民の皆さん方にもやはり協力をしていただく必要があるなというふうに私はあの時点で痛感いたしました。

したがいまして、合併をいたしました平成18年度は、この行革プランにも掲げてありますように、平成18年度は事務事業の行政評価はやりますよ、導入するよということを行っているわけでございます。したがいまして、これは旧烏山町でも試行的にやったという報告は聞いております。そのようなことから、両町の事務事業の手段は既に職員も承知をしているわけでございますから、まずはそのようなところから、平成18年度事務事業の評価、これは事務事業の見直しということになりますから、そのようなことを考えております。そのような指示もいたしておりますこともあわせてご報告を申し上げたいと思っております。

先ほど高根沢町の話もされましたけれども、事務事業を見直すことによって大きな歳出のシェアを占める人件費あるいは物件費と言われる事業費あるいはそのような必要経費が削減できたということになっているわけでございます。したがって、根本にあるのは確かにおっしゃるとおり、事務事業の見直しだろうと私も認識はいたしております。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、市長が平成18年度に事務事業を導入したいということですが、私はぜひともあるいは早急にこの事務事業に関しては、それを実施する職員は横断的にやるわけでありますから、各課から漏れのないように人選をして、そしてプロジェクトチームをつくって、早急にこの評価をするべきである。今年度中には事務事業の少なくとも500や600の項目にわたっては評価対象にあたるものに関しては評価をする。

この評価表というのは私はここに持っておりますが、これはほんとうにこと細かく、事業に対して交通安全の施設整備費という項目で、あるいは敬老会の事業、とにかくこと細かな事業であります。産業、文化、施設等の振興、奨励に対する事業に関して予算は幾らだ、何人の人が投入された、そして補助金はどういう補助金を使ったか、そしてこれに対する評価というものは外部評価も入れて、こういうものをやること自体にまず意義があるのかないのか。必要であれば、どれとどれが必要なのか、こういうものに対してこと細かに精査をするわけでありませう。

ですから、これを完璧にやっているならば、大変な作業になるわけでありませう。大変な作業を乗り越えなければ、またこれをやらなければ効果というものがあるわけでありませう。ですから、私は平成18年度中に、この那須烏山市の主要事業などといった20や30ではなくて、900、1,000ある中のうちの600とか500の事業に関して早急に評価制度の確立をする。こういう意思是市長にあるのかどうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 横断的にプロジェクトは当然でございます。南那須と烏山が合併をする際にすりあわせた事務は1,500ございました。1,500程度あるというふうにご理解

いただきたいと思います。私はその中でも、今、ご指摘の歳出削減にかかわるものはかなり高低差がございます。この事務事業を見直すことによって、大幅な削減が見込めるものとあるいは三角ぐらいの中程度のもの、これは見直してもほとんど効果が期待できないんじゃないかというような3種類程度には私は分けられると思うんです。そういった中で、平成18年度は500になるか600になるかわかりませんが、事務事業の中でも財政上極めて大きなシェアを占めているもの、やはりそういうところに着手すべきだろうと思っております。

したがって、そういったところの選別をすることになりますけれども、これはその原案については職員がそのようなことでやることになりますけれども、まず考え方としては平成18年度中にはそのようなことで、500になるか600になるか800になるかわかりません。300になるかわかりません。ですから、極めて効果の高い歳出のシェアを高く占めているものから取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今の答弁で、市長は300になるか500になるか800になるかわからない。削減効果のあるものに対しての事務事業の評価をする、今年度中にやるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） そのような理解で結構でございます。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） この項目に関しましては了解をいたしました。

（3）の特に地方公務員法の28条、分限的処分の問題であります。これに関しては市長はなかなか難しい問題があるというような答弁でありましたが、まずこれには人事評価がなければいけないわけでありまして。果たしてこの人事評価というものをこの新しい市では行っているのか。またこれからやろうとしているのか。この点について質問いたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 人事評価制度につきましては平成18年度から導入をしております。これもあくまでも市独自の評価制度を考えております。既に旧南那須町では平成16年度の人事評価制度はやっておりまして、そのようなことから、まずは旧南那須町の人事評価制度を当面見直すことはこれからありますけれども、平成18年度は本質的にはその人事評価制度を踏襲していきたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 南那須には平成16年度からもう既に導入をしているということではありますが、烏山は導入していなかったかもしれませんが、南那須の制度に基づいてこれ

から評価をしていく。ただ、この28条の適用の問題であります。これは非常に微妙なところがあると思いますが、この分限処分というのは分限というのは地位とか身分とか能力ということであります。これが適していなければその処分を断行することがあるのか。評価制度を含めて市長はやるつもりがあるのかどうか。この点を質問いたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 大変厳しいご質問でございます。28条職員の分限処分に関することですが、議員もご案内のとおり、28条の今の分限の内容は、勤務実績がよくないというのが1つ、そして心身を損ない職務に支障がある、これが2つ目。3つ目が必要な確性を欠く。4つ目が定員の改廃や加員が生じたということですね。そういったところは、おれはいたいよと言っても、いやだめよということで分限を通告することができるという内容になっているんですね。これは承知だろうと思いますけれども。

最初の答弁の中で私が大変難しいものがあるというような、これは難しいとは言いませんけれども慎重にいかざるを得ないというようなことは、今までの判例をちょっと調べてみますと、これは国家公務員法も同じくございます。その中で、今まで郵政公社職員などを含むと、国家公務員は64万人いると言われていたんですね。そのうち、2004年は件数はどのくらいあったかと言いますと、これは64万人中35人です。その中で、34人は本人の失踪だそうです、いなくなっちゃったということです。あとの1人が勤務態度不良による免職は1人だけだったという国家公務員の世界での実態があるということでございます。

結局その背景はどうあるかという、やはりどうしても裁判係争というものがあるんですね。それに対して行政体は不利である。負ける。こういったところがあるので、なかなか踏み込めないだろう。それで慎重にいくべきだという答弁に終始したわけでございます。

やる気があるのかというご質問でございますけれども、そこが厳しいということでございます。したがって私はこれは条例上でも定めてあるのはご存じのとおりです。28条に準用する形で私どもも条例を定めてありますが、この適用等についてはそれなりのことが出たら、そういったことも辞さない考えでおりますが、その前にやはり職員の通信簿である人事評価制度、これは各個人個人を1名ずつ評価するわけでございますから、その評価によってこれは人事考課につなげていくわけですね。あなた、こういうところが劣っているんじゃないの、少し意欲が足りないねとかいろいろ100満点でつくわけでございます。そういったところを個人に公開をしながら、資質あるいは能力の向上に努めていく。そういうような考え方を基本的に持っているんですね、プラス的にね。

だから、やめさせるということではなくて、立ち直らせる、さらに能力、資質をアップさせるということを目的とした人事評価制度の導入を考えております。その中で、もうこの市の政

策は東に行くと言っているのに、おれは西に行くよというような職員がいて、どうしてもついていけませんよと。もうやめざるを得ませんねということになれば、やっぱりそういった分限的なことになるかもしれませんが、当面は職員を生かす。職員を伸ばすというような人事評価を進めていきたいと思っております。したがって、その分限等については慎重な上にも慎重を期した対応をしていきたいということでございます。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、この処分に関しては非常に慎重にやらざるを得ない。むしろ人事評価制度は職員の能力アップにつなげたい。こういう答弁でありました。しかし、私は先ほどの第4項、仮にあるいは職がなくなるという場合にどういうふうにするんだ。それでなくても職員が多いというときに、これからまた定数管理の問題、給与の問題で出てきますが、早期退職勧告、退職手当組合に入っていれば3%の上乗せができないということですが、国家公務員においては20%、ここまでいいよというふうになっているわけですが、これからの28条の適用に関して、私は為政者としてわかります。これは職員を大切にしたい。何があってもこの職員を今の能力よりは1段階も2段階も上の能力に育てて、発揮してもらいたい。こういう評価制度のあり方は私は理解できますが、いざぎりぎりの線に到達した場合にはどうするか。ここが非常に難しい問題でありますから、これ以上私は追及はいたしません、実際そういう場面になったならば英断をふるわざるを得ない立場になるかもしれない。

しかし、そのことに関しては私は先ほど市長の意向を聞きましてから答弁は求めませんが、こういう問題もこれからはたびたび起こってくるのではないのか。特に事務事業の評価をした場合、この仕事はもう要らないよ、なくてもいいよと言ったとき、課員に過員を生じた場合にはどうするのかという問題に恐らく遭遇するであろうと思いますが、そのときは市長の判断に任せる以外には方法はないと私は考えますので、この問題に関してはこの辺で質問を打ち切りたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この問題は生活の保証的な考えも背景にございますので、慎重な発言をしなければならぬこともご理解をいただきたいと思いますが、確かに28条4項で定められております職員のこういった合併時については、多いんだからこれは分限ができるよということになっていることは私も承知をしております。これは定員の改廃ですね。それは承知いたしております。しかしながら、このような時期については、私は先週の一般質問でお受けいたしましたように、定員の適正管理は英断を持って鬼になることもあるかもしれないという答弁をさせていただきましたけれども、やはりこの歳出の中で占めるのは人件費であります。一番を要しているのは職員の人件費であることはもう既にご承知のとおり、そのようなことも

十分に承知をしているんです。したがって、そのようなことで適正にあるのは何人ぐらいかなといった場合には、この前言ったように、やはり150人に対して1人ぐらいを目指していかなければ自立は絶対できないと思っていますから、そのような中から具体的にどうするんだといった場合には、でき得る勧奨制度をやってまいりますということでございます。

したがって、3%ということであれば、仮に55歳の方がやめれば15%アップということになるわけでございます。そういうような勧奨制度は、今この栃木県の退職手当組合で上乘せとしてやっていることでございますから、それにのっとる形でやっていきたい。しかも具体的に私は本人に通知を差し上げて、あなたの退職金はこうだよと明確にして通知を差し上げます、個人に。そのようなことで平成18年度は市の勧奨制度をやっていくということはお答え申し上げたとおりでございます。

またさらに、平成18年度については、新採用職員ゼロでございます。ですから、この改革プランでもお示しをしておりますように、これから団塊の世代の退職者が毎年多くなってまいります。そういたしますと、この年度ごとを見てみますと、その退職者の2分の1以内を補充する予定で改革プランには明確にしております。2分の1以内でございますからゼロの年だつてあるわけでございます。だから平成18年度はゼロであります。平成19年度、来年はどうするか、今最終的な検討をさせております。これはゼロになるか若干名になるかはまだ結論は出しておりませんが、そういうこともございますので、新採用職員を控える。そして勧奨制度をかなり強くやっていく。人事評価を入れながら職員をあるべく体制に指導していく。こういった3方策でもって職員の適正化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 職員の適正化という問題であります。この中で一番重要な問題があるというのは28条の適用だけじゃなくて、まず器を小さくするという考えであります。器はどういうことかと申しますと、那須烏山市は17課2局、この間の下野新聞の人口実態調査では3万1,000人を切りまして3万900幾らになったということでありますが、これだけの人員で17課2局、高根沢は3万1,000人、13課2局、河内町3万5,000人です、それでも13課2局、壬生町4万人で17課2局、私は市と町の違いではないのかと。市であればそういうふうな、特に壬生町は4万人という人口を抱えているわけですから、これはもう市に匹敵する。

しかし、この体制でいきますと、この人口の推移でいきますと、市長は人口増、企業誘致あるいは少子化対策、いろいろの手を打ってこの人口を上昇機運に持っていこう。この施策を懸命にやろうとしていることはわかります。しかし、依然としてこの人口減に歯どめがかからない。とまらない。こういう状況にあつて、市発足当時も私はこれほどの課は必要ない。今まで

どおり10課で間に合う。南那須も烏山も10課だったんだから、これで間に合うはずだとしつこく市長に質問をいたしました。しかし、この課が多ければ多いほど、そこに張りつく人間が多くなってくるわけでありませう。

ですから、私はこの事務事業の整理が終われば、必要のない課あるいは今までどおりやってきた烏山も南那須もやってきた健康福祉課、保健課と福祉課に分けなくてもよかったんじゃないのかと。逆に分けることによって窓口が2つになって窓口をたらい回しされるというのなら、1つの課で対応ができたのではないのか。3万人を切って2万人台になった市が、その課の2つを置くことは、果たして適正なのか適正でないのか。事務処理はむしろ1つでもできるのではないのか。今まで職員は2つの課の職務を健康福祉課という中で処理してきたわけでありませう。職員は十分に対応ができるわけでありませう。

ですから、私はこういう器、あるいは農林商工、こういうものをどういうふうにするのか。産業経済とか、そういうふうにトータル的に考えることができるように、逆に縦割り組織をふやすのではなくて、縦割り組織をのれんを結んで3つののれんを1つにする。こういうふうな考えで器を小さくすることによって、定員の管理も逆に適正化もできるのではないのか。私はそう考えませうが、市長はどう考えるか質問いたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） まさに器を小さくする考え方は正論でありませうし同感でありませう。私もそのような考え方を持っております。と言いますのは、昨年10月1日、合併をいたしました。その前に4町合併が破綻をいたしました。その主な理由は本庁舎の位置にありませう。しかし、2町合併に踏み切ったときに、合併時にやはりそういった混乱をあるなど私は肌で感じておりませうから、分庁方式をとらせていただきました。これは当面の策でございませうから、いずれ本庁方式に早急に持っていかなければならぬ。

過日のご質問でも、そのようなご質問がありませうして、私の任期中には方針を固めたいというお答えをしませうけれども、これもできれば前倒しでやりたいというのが本音でございませう。したがって、今は合併をする前にもいろいろと議会にも投げかけませうしてご議論をいただきましたけれども、今は4部1局17課2局ということで管理職が極めて多いわけでございませう。これも確かに私は今の部制がいいのか。これは大変疑問がありながら部制に踏み切りました。これはやはり合併時、そういった融和融合をまずはやらなければいけないだろ。職員同士もそうだろ。

まずこういった小さな町では職員がリーダーシップでもってまちおこしをやっていかなければならぬだろというようなことから、分庁方式をとりながら、課もこれは身分不相応の部、課だと思っております。あのとき申し上げませうとおおり、これは未来永劫の組織ではない。い

ずれ、これは人口規模等の社会情勢を考えると見直す必要があるだろうし、随時必要性に応じて見直すことが必要だというふうに言ってきたつもりであります。

したがって、この組織は未来永劫ではございませんので、本庁方式に持っていくあるいは部制がいいか、課制がいいのか、さらに従来の10課ぐらいでできるのかどうか。これは大いに職員の適正化と同時に検討していく問題だろうと思っております。まさに意見は同感であることもつけ加えさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時12分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 定員の適正化ということで、本来であれば本庁方式をとればもう少し早くこの問題は解決ができるのではないかと。それにしても市長が目指す最終的には150人、160人に1人というものに対しては、100人近い職員が過員となっているわけであります。

前の議会でも詳しい数字が出て、大体8億円ぐらいは余分に人件費が出ているのではないのかということではありますが、私も定員の適正化というものに関してはシビアにこれから進めていかなければならない問題ではないかと。人件費の削減が一番問題になっているわけであります。ほかの事業はもとより、しかし、先ほど来から議論をしているように、28条の適用というものも難しい。あるいは枠を小さくしろと言っても、なかなか削減ができない。早期退職勧告、加算額をどうするか。退職組合によって規制がされている。手かせ足かせになってこの問題はなかなか進まないということではありますが、私は万難を排してもまずこれを優先すべきではないか。ただ優先しろ、ただ単に職員を減らせというのではなくて、私は事務事業のほうからまずどの事業が必要で、どの事業が必要でないか。それに基づいて過員は何人なんだ。その過員に対してどういうふうな対応をしていくのか。

こういうことありますから、ぜひともこの問題に関しましては早急に、まず根底になる事務事業の評価、ここから入って、そして市民に迷惑がかかることがないように、職員もスムーズに退職ができる、喜んでできる。これが一番理想なわけであります。しかし、ときには理想どおりにいかないこともあるわけでありますから、そのときこそ英断を持たなければならないと私は言っているわけであります。

市長も大分その辺に関しましては理解をしているようでありますから、私は定員の問題に関

しましてはこれで打ち切りまして、次の指定管理者制度、特にこれから小中学校の統廃合の問題が出てくるわけでありまして。特に旧烏山においては10校あった小中学校を小学校3校、中学校1校の4校にするという計画案が出ているわけでありまして。また、それにのっとなって、もう既に実施をされているわけでありまして。ですから、計画どおりにいけば、6校が廃校になって、その校舎がそのままになるわけでありまして。この6校をどういうふうに再利用するのか。特にもう境の中学校は東と境小学校が中学校に入ってあの利用はもう決定であります。

しかし、来年この小学校の問題、特に野上と向田が烏山に統廃合されるということでありまして、来年もう既に廃校になる小学校を2年も3年も放っておけばどういうことになるか。ガラスが割られたり、あるいは若者の集まる場所になってみたり、校庭は草ぼうぼう、こういう状況では困るわけでありまして。

ですから、私はこの再利用に関して、来年度の廃校に関しては今年度中に計画をつくって、廃校になれば即それが再利用できるような対応をとる。こういうふうな考えで市長はいるのか。あるいはそれ以外の考えがあるのか、この点をお伺いいたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 指定管理者制度の活用の中で、小中学校の統合、再編に絡む跡地利用につきましてお尋ねがあったわけでございます。小中学校の統廃合につきましては、これもいろいろと各種反対運動等も起きておりますので、今、慎重な対応をしながら進めていくということでございますが、あくまでも旧烏山町の合理化審議会の答申は重く尊重し、受けとめております。それを継承している立場から申し上げたいと思っております。

今後確かにおっしゃられますように、両町で14校がことしの4月1日で13校になりました。これから合理化審議会の答申に基づくならば、平成22年度までに6校が廃校になるということでありまして、当然私は跡地利用というものはむしろ統合するよりも、大変重要な課題であるし、住民の皆さんにとっては一番関心があると思っております。

したがって、この方針計画については、平成18年度中に立ててまいります。ただし、これが平成19年4月1日からすぐ施行できるかどうかは、今、確約はできません。したがって、それについては確かにそのような公共地の跡地利用を決めると言いましても、これはなかなかすぐにはいろいろと人、もの、金というところが要件になってまいりますので、手続がちょっと要りますので、そのようなことから、できるものはやっていきたいと思っております。

ですから、この方針を固める際に、これは旧南那須も含めて学校だけではございません。公共施設と言われるところはやはりどういう年度で、いつ、こういった活用をするんだというのは、虫食いで総合計画はできないと思っております。総合計画というのは跡地利用の全体計画のことを指しますよ、できないと思っておりますので、那須烏山市全体にわたる学校も含めた公共施設の跡

地利用の全体計画は、私は平成18年度にはつくっていきたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、市長は平成18年度中に総合的な計画、1校1校のものではなくて、平成22年までを考えた公共施設すべてを含めた総合的な計画を平成18年度中に作成したい。しかし、平成19年度にすぐ実行するというものではありませんという答弁だったと思います。

それは計画は当然1校1校でなくて、既に平成22年までに6校が廃校になるわけでありますから、この計画はどの学校はどのようなふうにご利用するということは大切なことであると思います。同じ施設を2つも3つもつくっても意味がありません。ですから、私は総合計画に関しては結構であります。ああいう学校であれ何であれ、1年2年放っておくと既に校庭に草が生えたり、ガラスを割られたり、あるいはプールでも何年もおけば、浄化のポンプがすぐには作動できない。廃校になったら、総合計画をつくっておいてすぐに実施ができる。そのときに人、金、物、こういうものがそろわなければならないということであります。

私はこの問題に関しては非常に興味を持っているのは、指定管理者制度をどのようなふうにご利用していくか。公共施設あるいは普通財産となったものを民間がどう活用するか。今議会で指定管理者制度が条例化されれば、いち早くこの指定管理者制度を利用して、そして民が空き校舎を活用できるというふうになれば、行政にできるだけ負担をかけなくて、この施設の再利用ができるのではないかと考えますが、市長はこの施設に対して指定管理者制度の活用することを考えているのかどうか、この点を質問いたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 基本的に民営化あるいはNPO法人化せざるを得ないと思っております。先ほどの経費削減の中で行政体はスリム化につながりませんので、指定管理者制度を最大に活用させていただきたい。このスタンスは全く同じでございます。ただ跡地利用の全体計画をやりませんと、虫食い状態になりまして、例えば1校は決まったがあとはどうするんだということになります。同じような福祉施設、教育施設、交流センター施設とかぼこぼこ虫食いになってしまったのでは、確かに先ほどのIEじゃありませんけれどもむだが出るわけがございますから、そういった計画をして、でき得れば平成18年度中に終わった計画は次の4月1日にやれば一番理想であります。やはりその辺は確約できないという内情もひとつご理解いただきたいということでございます。指定管理者制度の導入は基本であります。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） この空き校舎というものが指定管理者制度には最適ではないかというわけでありますが、私もこの問題に関しましては行政というものをいかにスリム化して

いくか。わざわざあそこに市の職員を張りつけることはない。民でできるものは民であの施設を活用しようではないか。しかし、その総合的な計画は市がやりますよと。しかし、地域住民の意向も尊重しますよということでもありますから、地域住民がこういうものにしたと言ったときに、その総合計画に合致するのかどうか。例えば合致すれば、平成22年で最終年度になる学校、あるいは平成19年度でもう既に廃校になる学校、これを今年度中に作成をして民意を反映しながら指定管理者制度で運営ができれば、これは一番望ましいことではないかと考えるわけであります。

その準備ができていれば、市としてはこの問題に関して積極的に取り組むよということであれば、これはいち早くその総合計画なるものの中に、その前に地域の意見を聞いていただいて、そしてその立案に早く着手をしていただきたい。

これには平成22年に廃校になる七合中学校まで含めて、そしてその意見を聞くのか。あるいは一つずつ地域住民の意見を聞いて、まとめて総合的な計画を立案するのか。平成22年の場合にはまだいいやというのではなくて、総合的でありますから全体のことを聞かなければいけない。それを早急にやって、今年度中にその総合計画をまとめて、指定管理者制度をどうするかといった場合には、来年度から調査費をつけるのか。そしてこの実現に一歩ずつ着実にやっていく。こういうふうな考え方でよろしいのかどうか、質問いたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 何と言っても、やはり地域住民の皆さんの意見は最大限尊重していきたいというスタンスを私は持っております。したがって、私どもが議会と相談しながら原案をつくってまいりますけれども、住民の意識が全くそういったところを受け入れられないことも想定されますので、そういった意味では概案は議会と相談をしながらつくっていきたいと思っておりますが、あくまでも最終的には地域住民の方がおおむね理解してくれるような形をとっていきたいと考えております。

したがって、平成18年度中は大変な仕事にはなるかもしれないけれども、そういったところも全体計画の中でやっていかなければ片手落ちになります。したがって平成22年度の七合地区のところまでの全体計画、意見の集約というものは平成18年度にやらなければいけないと思っております。そういった中で、平成19年4月1日からすぐできるというようなことが目に見えれば、それは一番理想でございますから、平成18年度の廃校分でございます。そういうものができれば理想でございますから、それに向けて努力を傾けていくということだと私は思います。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） おおむね市長の考え方はわかりました。また、それに基づいて

これから着々と準備を進めていただきたい。特に向田小学校は平成19年に廃校になるわけがありますから、抜かりなくやっていただきたいと考えるわけであります。

それで、特にああいふうな恒久的に利用するものに関しては、議会の議決が必要なわけがあります。ですから、これはそういう学校のある議員だけではなくて、多くの議員がこの指定管理者制度というものに理解を持っていただいて、できるだけ空き校舎を地域住民のための施設になるように、私はこれからも努力をする覚悟でありますから、この問題に関しては積極的に市長にも働きかけてもらいたいと考える次第であります。

さて最後になりましたが、経費の節減、合理化、これで財政健全化につながるのか。またできるのかという質問であります。これはなかなか簡単に結論が出るような質問ではありませんが、健全化というわけでありますから、今よりはよくなるということができるとか、ここに焦点を絞りたいと思いますが、前の議会でもいろいろ議論になってはいますが、特に新しい市の財政力指数の問題、計上収支比率の問題、あるいは地方交付税の問題、こういう問題を考えたときに、健全な形に財政を持っていくということはまずどういうことかと言いますと、交付税に頼らない自治体が理想なわけでありますが、しかしいかんせん、この地域には財源が乏しいわけであります。この乏しい財源の中でどうやるのか。

私も一般質問の前に、この地方交付税は命綱である。財源の豊かなところは一つももらっていないわけでありますから、どうにでもできるわけであります。しかし、この地方交付税が少しでも削られると、ほかは風邪をひいたぐらいでくしゃみの一つぐらいで済みますが、我が地方公共団体那須烏山市だと肺炎にかかる。このぐらいの重みを持っているわけであります。ですから、この財源確保に最大限努力するとともに、経費の削減はどこをするんだ。ここに問題があるわけでありますが、市長としてはこの経費節減のために一番効果があるものは何だ。これを質問いたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 経費削減というようなご質問ですと、やはり人件費相当分だろうと思います。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 人件費は削減をしてもなかなか大変。しかし、この中に補助費、扶助費、こういういろいろなものがあるわけでありまして、人件費以外に。この方策はあるのかどうか。特に補助費等、この問題は11億円近くあるわけでありまして。こういう問題をどういうふうにして削減を図るのか。その辺の手法は市長としてはどう考えるか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 補助費あるいは扶助費を目的別に見ますと、人件費ほかかなりかか

っているものが人件費、扶助費、物件費、そして補助費というような公債費、これは借金の返済ですから、これはやむを得ない義務的なことがあるんですが、それが強くかかっております。この中で、どれが一番メスを入れるのかと言ったら、先ほど申し上げているようにやはり性質別に見てまいりますと、人件費はやはり第1番だろうと私は思います。では扶助費はどうなるか、これは福祉、教育、そういったものは伸びる一方だろうと思います。これは国保税の負担も2億3,000万円も出している話もいたしましたけれども、それは逆に福祉に住民のサービスを上げているということになるんですけれども、そういったところが増嵩するばかりでございます。これは国全体そうでございます、社会保障がやはり上がってまいりますから。これは上がる一方だろうと思っています。

補助費はどうするか。これは平成18年度おわかりのように、聖域なしで5%カットさせていただきました。1,500万円だけは削減しました。当面聖域なしということで頭から切ってまいりました。しかし、この補助費も実際にはなかなか各担当部長から来ると、いや、なかなかいざ、やると、できないんだよなという報告がやはり出てきてしまう。だからそこをどうやるかなんですが、人件費だけはないということのははっきり言えますが、ただ物件費の中でも委託費とかそういうのは極めて大きいですよね。ですから、これはやまびこの湯も今度はゼロにしたいと思っていますけれども、5,600万円かかっていたわけですよ。ああいった委託費が指定管理者なり、あるいはこれから導入したいと思っておりますけれども、官と民の競争入札ですよ。いわゆる市場化テストといったことも駆使しながら、民にできることは民に拡大をしていきたいと思っているんです。いち早くこの那須烏山市が。

そういうふうなスタンスを考えているんですけれども、はっきり言うとほかに削れるものはあるかという、これは努力目標としてさらに補助費は削っていきたく思いますけれども、これは事務事業の見直しとともに、あるいは補助団体との協議というのはやはり必要ですから、一概に来年も5%削るのかというのはなかなか難しいかもしれません。ですから、それは行政改革の中で団体を廃止するとか、あるいは広域の負担金をやはりするというのも大きな行革だと思っていますから、そういったところも行革と織りませながらそういった経費削減をやっていかなければならないということです。

ですから、なかなか社会保障費を削るということは難しいものですから、人件費、さっき言った委託費に代表されるような物件費、そして補助費、やはり性質から見てみますとその辺のところは削減対象になるのではないかと思います。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 人件費が最大の問題であることは私も承知しております。負担金あるいは扶助費、これは私は法的に保障されているものはやむを得ない。児童福祉費だとか

老人福祉費とかこういう法的に決められているものに対してはカットはできない。しかし、任意団体に対して補助金というものは相当数な額があるわけでありまして。これを精査をしろ、この精査はどういうことか。私は前の議会あるいは烏山の議会からも言っていますが、任意団体の補助は1回全部ゼロ査定から生まれ。がらがらぼんにしると。そして、その事業が必要なものなのかどうなのか。事業計画書、事業が終われば報告書、よつては決算書まで出せ。そういうふうにして1回精査をしないとゼロベースに持っていかなければ、去年やったから幾らだ、全体的に幾ら削減されたから何%カットしますよ。こういうことではこの団体はいつまでたっても精査ができないわけでありまして。中には活動をしていなくても補助金をもらっている団体があるやもしれない。

ですから、私は何度も言うようでありまして、1回この問題に関してゼロ査定にして、来年度の予算に関しては、補助金を請求する団体に関しては今までの活動状況、幾らその団体に使っているか、運営費はだめですよ、事業費に対する補助は行いますよと、はっきりとそういう基準を設けて、各団体に来年からだめだというのではなくて、あなた方が活動している状況を克明に報告してください。そして事業費に関してはやれるものはやります。廃止するものは廃止する。こういうふうな姿勢で補助金をどういうふうにして削減をしていくか。これを考えること、そして実行することが第一条件だと私は考えますが、市長はどう考えるか質問いたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 補助金のあり方の考え方は、まさに議員のご指摘が正論であると私も強く認識をいたしております。平成18年度、主なる事務事業を見直しをしながら、その行政評価をやっていくというお答えをいたしましたけれども、その中でも大きい補助金と関連する部分が多いわけでありまして、そういう中で収支報告書なり、実はこれ既にやっていることとございます、収支報告書は。例えば、広域でやっている法令外負担金なども実はそういう経緯もありましたけれども、実態とするとなかなかできてないというのが今の実情なんですね。

これはやはりいろいろと、何でおれのところの団体だけはとか、どうしても従来の人情なり、このくらいやはりしようがないのかなとか、そういうのがどうしても蔓延しているということもございますし、それはそういうことで一律にやりますと代表される議員にも大変影響があります。ですから、そういうこともあるので、一概に一刀両断のごとくはできないのは議員もよくご理解いただいていると思います。

したがって、言われたように、事務事業の見直しは主なるものやっけてまいりますが、その中で補助金のあり方も説明がつくような段階的な削減をやっけていきたいと思っております、段階的ですよ。だから一気に平成19年度からばさっとということは不可能に近いんです。これ

はご理解をいただきたいと思います。住民への説明責任がやはりございますし、住民のサービスを落とせませんので、今の住民に対する利用向上も含めながら、そういうことを考えながら補助金を改廃していく。スクラップアンドビルドも必要ですよ。ですから、ご指摘のことはよくわかりますが、段階的な削減方策を説明をしながらやっていくという妥協案みたいなことになりますけれども、そういうお答えになると思います。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今言ったように、説明責任というものは非常に重要なわけがあります。今、この自治体はこれほど苦しいんだ。下手すれば必要なものもカットしなければならぬ状況なんだ。だから何とかあなたの団体はこの補助金だけは遠慮してくれないか。このときの説明責任が本当に必要なものか、必要でないものかを、だれでももらいたいわけであり、補助金は。しかし、その補助金をカットすることがこれからの血の出る行革に結びついていくわけであり、ですから、それを野放しにしてはだめだ。だから、私は来年度からばさっと全部切れと。3年間でこの補助金はゼロにしますよ。こういう段階的な考え方は非常に結構であります。しかし、その手綱を緩めるといつまでたってもこの問題は解決しないというわけであり、多少行き過ぎがあっても、説明責任だけは十分に果たして、その団体に理解をいただく。これが必要ではないかと考えるわけであり、

ちょうど時間もよろしいようで、これで私の質問を終わります。

○議長（小森幸雄君） 通告に基づき20番高田悦男君の発言を許可いたします。

20番高田悦男君。

〔20番 高田悦男君 登壇〕

○20番（高田悦男君） ただいま那須烏山市議会第2代小森幸雄議長から、発言の許されました20番高田悦男であります。本定例会の一般質問、ラストバッターを相務めますので、今しばらくのご清聴をお願いいたします。

それではこれより、既に通告済みの4点について質問を進めていきたいと思っております。意を用いた市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず初めに、地域間格差の解消についてお伺いいたします。高速大容量通信、いわゆるブロードバンドサービスが利用できない地域や携帯電話不感地区の解消を求める市民の強い要望は、若者を中心に私ども議員にも多く寄せられております。栃木県や事業者に対する早期実現への取り組みは、都市と那須烏山市間における格差や、那須烏山市内における各地域間格差をなくすためにも、市として最大の力点を置くべきと考えます。

さきの3月定例議会一般質問の中でも取り上げましたが、今やブロードバンドサービスは携帯電話はもとより私どもの生活にとりまして、なくてはならない必需品であり生活道具の一部

にさえなっていると言っても過言ではありません。しかしながら、伝送距離に左右されない光ファイバーケーブルを利用した一般家庭へのブロードバンドサービスは、栃木県内14市の中で唯一那須烏山市のみ提供されておられません。県内12市を中心に開始されたサービスで、新市那須烏山の誕生後、8カ月あまりということも否めないところでもあります。市場原理による当地区への光ファイバー導入がおこなわれていることも事実でありましょう。この際、一般家庭や事業所でのブロードバンドサービスが利用可能となる光ファイバーケーブル導入促進に向けて、市側からその要請行動を起こすべきと考えますが、その点について市長のお考えをお伺いいたします。

続いて、携帯電話不感地区の解消を求める市民の強い要望についてであります。今回の市議選を通じまして、市内における地域間の情報格差の解消を求める多くの市民の声をお聞きしました。切実な要望であると私は受けとめた次第であります。現在、携帯電話事業者としては、過疎地等において投資対効果、採算性の点から携帯電話サービスのエリアの拡充を控える方針のようであります。要因としては鉄塔や送受信施設が高価であること。携帯電話の基地局から交換局までの伝送路費用が高額になることなどが挙げられます。

総務省はIT基本法に基づき、携帯電話不感地区解消にかかる支援措置として、無線システム普及支援事業という補助事業を進めております。平成18年2月、県内第1号の支援事業として鹿沼市内において鉄塔整備が着工し、今月竣工を見るようであります。事業の概要は、国の補助として伝送路費用10年間分についてその2分の1、残りの2分の1は道路トンネル公団が負担をするということであります。事業主体はNTTドコモ、整備費用は総額で4,600万円、費用負担はNTTドコモが3,100万円、栃木県900万円、鹿沼市600万円、対象の機種はFOMAということであります。

さて3月議会でも申し上げましたように、協力要請をするだけでは市場原理が何より優先する民間の事業におきまして、その実現には大変難しいものがあると思います。この際、鹿沼市の事業を参考に栃木県との協議を進めてみてはいかがでしょうか。

次に、生活道路の改善、改良について市民の切実な要望に対し、どのような方策で答えることができるか、市長にお聞きしたいと思います。市内において、認定がえ道路や農道などを生活道路としている住宅は数多く見受けられます。幅員は狭く、車でのすれ違いは当然不可能であり、消防法にも適合しておりません。多くは未舗装部分であり、道路の幅員とあわせての要望として長期の課題になっていることはご案内のとおりであります。この際、特例債やまちづくり債をもって、市民の切実な要望にこたえることで合併した意義があるかと思われま。

以上、地域間格差の解消に向け、市としてどのように取り組むことができるかお尋ねいたします。

2点目として、環境税の導入についてお尋ねいたします。林業の振興策としまして、一筋の光が見える森林環境税の導入が県において進められております。去る5月31日、栃木県独自の森林環境税の必要性などを検討している県民協働森づくりに関する有識者会議が開かれました。その中で、森林環境の保全策を進める上には、新たな財源が必要であり、すべての県民が負担し合える税方式による財源確保が適当であるというような考えで一致したようでございます。

間伐のおくれによる表土が流出した人工林、竹や常緑樹の進入により荒廃した里山など、緊急に整備を必要とする民有林は県内において3万ヘクタールに達しているとされております。森林は県民共有の財産であり、県土の保全、水源涵養など重要な役割を果たしております。木材価格の低迷や森林所有者の高齢化など、まさに現在の森林は危機的状況にあります。

森林環境税の導入済み、導入予定を合わせますと全国で18の県に上ります。県がなぜ税の新設なのか説明責任を果たした上で、県民合意が形成されることが前提になりますが、森林環境税の導入に向け、福田知事に提言書がこの7月中にも提出をされる見通しとなりました。

那須烏山市としても、環境保全、水源の涵養、災害対策の面からも森林整備をさらに進めていくことが重要であります。森林環境税の導入について市長はどのように考えるか、お聞きしたいと思います。

3点目として、行財政改革についてお尋ねいたします。まず、企画課内に設置をされている行政改革推進室の取り組み、進捗状況をお聞きしたいと思います。市政の企画や調整のほか、合併後の煩雑な事務作業に追われていることと推察をいたしますが、今後の那須烏山市が進むべき方向性を定める大変重要な任務であると認識をいたします。

続きまして、行財政改革提言委員の位置づけと行政改革推進室との関係を市長はどのように考えていくのか、お聞きしたいと思います。去る3月議会の定例会議におきまして、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行いました。その後、市のお知らせ版により行財政改革提言委員の公募がされたことは、ご案内のとおりであります。

行政事務はややもすると慣例にとらわれ、前例がなければなかなか実施できないという側面があるかと思われ。安全第一主義とえばそうであるとも言えます。他意はなくても、みずからの仕事が常に完全と信じて、適切な部分に気づかないこともあり得るものと考えます。私ども議員においても、市政に対するチェック機能を果たすことが第一の責務でございますが、より市民の目線と専門的な識見を持って、公平、公正な行政運営の確立に向け、行財政改革提言委員より折に触れての提言をいただければ心強く、市民のためにも大いにプラスになると信じてやまない次第であります。6月1日に2名の方が委員として選任されたと聞いておりますが、その主務課についてお聞きしたいと思います。

次に、那須烏山市公の施設の指定管理者制度運用方針の策定と関連条例制定につきましては、今回の条例設置について議案が上程され、総務企画常任委員会において審議をつくしました。その上で再確認の意味で、導入時期などについてお聞きしたいと思います。

最後の4点目は、まちづくり債についてお尋ねいたします。まちづくり債は市民の皆さんを購入対象に、自治体が発行する債権として全国的に取り組まれております。利率は0.8%から1.5%、償還期間は平均5年、銀行側手数料約1%、発行額は3億円から10億円が先進地の取り組み例であります。合併後の最重要課題の市民参加によるまちづくりを進めるためにも、ミニ公募債であるまちづくり債、那須烏山市民債の発行について提言をするものであります。

以上1回目の質問といたします。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは20番高田悦男議員から、地域間格差解消の取り組みについて、環境税の導入について、行財政改革について及びまちづくり債について、4項目にわたってご質問をいただいております。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、地域間格差解消の取り組みの中で、ブロードバンドサービス等の件がございました。近年の情報通信技術の飛躍的な発展を背景に、ITを利用したサービスは住民の社会生活に不可欠になっております。特にブロードバンドサービス回線の整備、携帯電話の不感地域の解消と平成23年7月を期限とした地上デジタル放送の完全移行に伴う難視聴対策については、重要施策と位置づけております。

地域間格差解消につきましては、地域の公共施設を光ファイバー等の高速回線で接続する地域イントラネット整備事業や、携帯電話の鉄塔施設及び伝送路回線を整備して携帯電話不感地域の解消を目的とする移動通信用鉄塔施設整備事業及び無線システム普及支援事業、このような国庫補助事業を活用することが効果的であると考えられます。

しかし、過疎や辺地、離島といった条件不利地域の該当要件があることもご承知おきをいただきたいと思います。そこで、地域情報化の推進及び電子自治体の構築の実現のための指針となる地域情報化計画を早急に策定をし、その中で複数要因による地域間情報格差の是正対策に

ついて検討することとしたいと思っております。

この計画作成にあたりましては、ADSLや光ファイバー回線等のブロードバンドサービスの未提供地域及び携帯電話の不感地域並びにテレビの難視聴地域、これらを調査するとともに、那須烏山市民の要望にこたえるべく最大限の努力を傾けてまいりたいと思います。また、Bフレッツ等の一般家庭向け通信サービスにつきましては、低額料金で高速回線である光ファイバーを利用することができるというようなことで、本市におけるブロードバンド化実現のために早期導入が求められております。

しかし、本市誕生に向けた情報化基盤の構築において、NTT、KDDI、TEPCO等サービスを提供する民間業者に確認、要望をいたしているところでございますが、現時点におけるサービス提供の予定が未定である旨の回答をいただいております。今後においても引き続き民間業者への協力を要請していくとともに、地域情報化計画の中で行政として実施すべき施策の整備方針を明確化して、その実現のために国及び県に対しても、さらなる要望活動を実施してまいりたいと考えております。

次は、生活道路の改善、改良について市民の切実な声、どのような方策で答えられるのかというお尋ねでございます。生活道路の改善、改良につきましてはいろいろなケースが考えられます。事例を申し上げますなら、生活道路は市道として認定をされた道路か認定外道路なのかでございます。維持上の問題なのか道路改築を望まれているのか。破損によって危険性が高いのか、おおむねそのようなことに分けられるのではないかと思います。

これらの状況によって、市としての対応も直接職員が計画的に維持作業で行うもの。また建設業者に委託して施工するもの。材料だけで市が提供して地元の愛護作業を行っていただくもの。市の職員と地元受益者が協働で行うもの。県及び市単独の土地改良事業の農道整備事業等で実施できるものなどに分けられます。その対応は以上のようにさまざまになろうかと思えます。

いずれにいたしましても、破損して危険な状況にあり、緊急性の高いものは別といたしましても、地域の行政区長さんが市の道路愛護会の分会長となってもおりますので、行政区長さんから建設課、管理課にご相談をさせていただいて協議をさせていただくことにいたしたいと思えます。また、市の財政、大変厳しい状況はご案内のとおりですが、各分科会、各愛護会、各分会におかれましても、道路愛護作業を通して日ごろより道路の維持管理にご協力を賜りますよう深くお願いを申し上げますとともに、日ごろのご労苦に感謝を申し上げたいと考えております。

こうした地域の活動も住民の行政参加の重要な一つであると考えておりますので、今後さらなる道路愛護会、河川愛護会、これらが発展していきますよう、市としてもできるだけ支援

をしていきたいと考えております。

環境税の導入についてお尋ねがございました。今、私たちは科学技術の進歩によりまして快適で便利な生活を堪能しております。一方、その反動といたしまして、二酸化炭素の排出による地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋汚染、酸性雨による森林破壊など地球規模で環境が悪化をしてきております。これらの大きな要因として森林の荒廃が挙げられますが、那須烏山市を見ましても里山や森林で下刈り、あるいは除間伐が必要でありながらも、木材価格の低迷や林業従事者の高齢者、後継者不足等から手入れが行き届かない状況が進んでおります。

このような現状をかんがみまして、だれもが享受している森林の広域的機能である水源の涵養を初め山地災害の防止、気候の緩和、生態系の多様性の確保などの低下を予防し、森林環境の保全に取り組むために都道府県で森林環境税を導入したり、検討しているところでございます。議員ご指摘のとおりでございます。栃木県におきましては昨年度有識者会議を設置をいたしまして、県民協働による森林の整備手法として税の導入について検討されている状況でございます。その方向性が見えてきつつあるところであります。

今後、具体的に課税方式、税の使途等について県民の合意形成を図ることになりますが、早ければ平成20年春に森林環境税が導入されることになると思います。議員ご指摘のとおり、環境税が一筋の光として豊かな森林を健全な姿で次の世代に引き継ぐため、森林の整備、保全に役立つものと期待しており、導入されれば積極的な活用をしてみたいと考えております。

行財政改革について、行政改革推進室の取り組み、進捗状況につきましてお尋ねがありました。行政改革推進室は市政の総合計画に関することや行政改革並びに土地利用に関することなど、市政の総合的な企画調整を行っております。総合計画につきましては、合併後、新市建設計画に基づいて、平成18年、平成19年度の事業を実施しておりますが、まちづくりの根幹となる那須烏山市総合計画を地方自治法の定めにより、平成19年9月の策定に向けて進めているところでございます。

計画の構造は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造といたしております。基本構想、平成20年度から平成29年度までの10年間、都市将来像、目指すべき行政像を示しながら、基本計画はまちづくり編と行政経営編の2本立てといたしまして、将来像の達成をするための政策体系を示すとともに、施策の方向性や成果指標を示すこととし、前期5カ年間、後期5カ年間計画といたしております。実施計画は財政計画との整合性を図りながら、基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な主要事業等を具体的に示すこととし、5カ年のローリング方式とさせていただきます。

また、今回の計画策定にあたりましては、市民の市政への参加を促し協働によるまちづくりを推進するため、4部1局ごとに部門別まちづくり懇談会を設置し、公募による委員のほか友

好協定を活用して、宇都宮大学からアドバイザーを各懇談会ごとに参画いただくことになっております。

行財政改革につきましては平成18年3月に策定をいたしました那須烏山市行財政集中改革プランで、平成17年度から平成21年度までの5カ年の具体的な取り組みについて数値目標を掲げております。これらについては、毎年度見直しをして公表することとしております。当面は、目標達成に向け、全力投球をしまいたいと考えております。

土地利用対策につきましては、乱開発を抑制し、総合的かつ計画的な土地利用を促すため、一定規模以上の開発にあたり、事前に土地利用の規制法令にかかわる審査基準と調整を行うとともに、各種トラブルを防止するために土地利用に関する事前指導規定を制定をし、適切な運用を図っております。

さらに、新市の一体感の醸成を図るために設置をした地域振興基金の運用益を活用し、市とまちづくり団体が協働してまちづくりを進めるために、ボランティア団体、NPO団体が実施をするまちづくり事業への支援制度を新たに設けたところであります。既に7件ほどの問い合わせがあり、1団体から申請が提出されております。

次に、行財政改革提言委員の位置づけ及び行政改革推進室との関係についてお尋ねがございました。本年3月の定例議会におきまして、議員各位のご理解を得まして行財政改革提言委員の設置に伴う那須烏山市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行ったところであります。提案理由の中で申し上げましたとおり、市が行っている事務の中には慣例、前例踏襲型で、ややもすると時代の流れにそぐわない内容の事務あるいは不適切な事務とも限らないことを慣例、前例踏襲の中で気づくこともなく進められていることが多分にあるものと考えております。

新市が誕生してこれから新市にふさわしい事務を進めるために、市民の目線に立ってこれまでの旧態の事務を洗い出し、必要な改善策を講じることがさらに行財政改革を進める上で必要不可欠と考えております。このようなことから、外部の識見者を市長の行財政改革提言委員として配置をして、市長への提言をもとに常に研究検討を加えつつ、市民の目線から必要な事務の改革改善を行いまして、公平、公正、市民からの信頼の高い本市の行政運営の確立を図る位置づけで、行財政改革提言委員を設置させていただきました。

なお、行財政改革提言委員は4月1日付けお知らせ版により市民から公募した結果、3名の方から応募がありまして、小論文試験をもとに選考いたしまして、6月1日付けで2名の方を選任させていただいております。

行財政改革提言委員と行財政改革推進室との関係であります。行財政改革推進室は、本市の行財政改革を進める上で、現状の把握と計画の策定から行財政改革の推進、実施までの全体

を取り仕切る中核的部署として位置づけをいたしております。行革提言委員につきましては市長の私的な機関といたしまして、市長に対し市政全般について提言を行うことを主な柱といたしまして、この言葉を参考に、またあわせて議会のご意見を賜りながら行財政改革への行政内部からの視点に加えて、市民の目線からのご意見もいただきながら、さらなる行財政改革を進めていく、このような考え方であります。行財政改革推進提言委員の主務課を企画財政課行政改革推進室から切り離し、提言は提言と一線と画するために総務課人事行政係といたしたこともご報告を申し上げます。

次に、指定管理者制度運用方針の策定と関連条例制定についてお尋ねがございました。ただいま議会においてご審議をいただいております指定管理者制度でございますが、地方自治法の一部改定に伴いまして、これまでの管理委託制度にかわって創設された制度でございます、条例で定めました手続に基づき、議会の議決を得た団体を市が指定をして、公の施設の管理を一定期間その団体に行わせる制度でございます。

民間事業者、NPO団体等の民間団体もその管理団体となることのできるものでございます。民間団体の持つノウハウを施設管理に活用することで多様化する住民ニーズに効率的かつ効果的に対応し、住民サービスの向上が図れますことや、経費の節減等が図られることが期待されております。本市においても平成18年9月1日導入を目標に、今議会に条例案を提案をして指定管理者制度の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

まちづくり債についてお尋ねがございました。住民参加型ミニ市場公募地方債、以下ミニ市場公募債と呼ばさせていただきます。地方債の資金区分上は民間等資金のうち、市場公募資金という取り扱いになります。そのため、地方債の事業区分で資金が市場公募資金で認められる事業についてミニ市場公募債を充てることができます。ただし、ミニ市場公募債の第一前提として、発行目的、対象事業を明確に示すことが挙げられるとおり、市道何々線建設事業などといった対象事業を明確にする必要がございます。地方債の事業区分での合併特例債は、資金として市場公募資金も充てることができますので、合併特例債の対象事業となったもののうち、継続性を含めた上で発行ロットを確保できれば、合併特例債の資金としてミニ市場公募債の発行が可能であると言えます。

また、対象事業を限定した場合、発行ロットが確保できない場合は一定の発行目的を明示しつつ、複数の事業の組み合わせによって発行ロットを確保しても差し支えないとされておまして、その場合のミニ市場公募債の商品価値、例えば対象事業が何になるかわからない場合における市民の債権に対する需要がどのくらいあるかなどの動向も含めて、検討研究をする必要がございます。

発行手数料につきましては、県内のものは把握をしておりますませんが、他県における事例では

平成16年度の実績として発行時手数料が発行額100円に対し41銭を、引き受け金融機関に支払っております。内訳は引き受け、募集、取り扱い手数料として30銭、募集、受託手数料1銭、当初登録手数料が10銭となっております。また、元金、償還時の手数料として償還額の1000分の1.05、利息支払い手数料で1000分の2.10となっております。

以上4項目にわたりまして第1回目の答弁を終わらせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） おおむね意を用いた市長の答弁であると判断をしますが、質問内容充実のために再質問をいたします。

まず、地域間格差の解消についてでございます。地域間情報格差の解消につきましては、地上デジタル放送完全移行に伴う難視聴対策を含めまして、地域情報化計画を来年度中に策定をするという答弁であります。ブロードバンドサービスが利用できない地域や携帯電話不感地区の解消に向けての取り組みは一刻も早い行動を起こすべきであると考えます。特に、企業誘致には不可欠の光ファイバーケーブル、通称Bフレッツと言われておりますが、これらの導入促進の取り組みをまず急いでやらなければならないと考えております。

また、携帯電話不感地区の解消につきましては、栃木県情報政策課の事業の受け付けは毎年度2月末までとなっているようであります。平成17年度につきましては私も3月議会での質問でありましたから、県内はその希望の市町はなかったようであります。今年度に要望の協議をすべきと思いますが、市長はどう考えるかお尋ねいたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） IT関係については高田議員のご指導もいただきながら、今年度中にそういった申請要請はやってまいります。私もいろいろと住民の皆さんの要望を聞きますと、今、ご指摘のとおり企業誘致については、やはり光ファイバーがどうしても必要であります。ある経営者は光ファイバーがないとなかなか出にくいということも実態としてあるようでございます。住民の期待はやはり携帯電話の不感地域ですね。これはどうしても解消しなければなりません。この前も火事がありましたけれども、有線も途絶えた箇所がございました、旧烏山地内で。ちょうどそのところは不感地帯にかかるかかからないぐらいの地域でございましたので、大変いつとき孤立をする。さらに奥であると、そういう孤立が考えられますので、災害がさらに広がるということもございます。

そういった携帯電話の不感地域の日も早い解消、そして光ファイバーケーブル、それともう一つはテレビの難視聴対策、一括をしてそのようなところを解消していくことが住民の負託にこたえることかなというふうに思いますので、総務省そして県、そういったところにも交付税同様、やはり要望活動はしていかなければならないと思います。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 民間が相手ですから非常に難しいことではあると思いますが、行政が動けば民間の心も動くかなと感じております。ぜひとも市長を先頭にした要請を私のほうからも切にお願いをいたしたいと思います。

地域間格差の解消については次の生活道路の改善でも触れておりますが、私はこの際、特例債を使ってでも、補助事業がなければ市単独事業として取り入れてみてはどうかと思います。特に、市の東部地区においては全く携帯電話不感地区でございます。アンテナが1本ぐらい立てばある程度は通話も可能という地域ではあります、それらが全く通話ができない。これは同じこの地域に生まれて育って、その利益をこうむることができないということでは、やはり公平、公正な市民の目標には遠いものと思いますので、さらに市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 高田議員の住民の要望に対する解消策としては、単独でもやるべきじゃないか。そういう強い要望、お気持ちは十分理解はできます。気持ちはいっぱいでございます。私はまずはほかの市町村などの事例も見ますと、総務省あるいはそういった有利な補助事業も実際にありまして取り入れているというような市町村もございます。したがって、先ほど申し上げましたとおり、そのような要望活動を始めながら、それは一般財源も導入するというスタンスでもって、合併特例債も含めた有利な補助事業をリンクさせる形で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 市長の決意の一端をお聞きしたような気がしますので、了といたします。

関連としまして、ブロードバンドサービスに関してであります、現在、那須烏山市のホームページの維持、更新の委託先と金額等についてお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） ホームページの維持、更新の委託先、金額でございます。平成18年度有限会社吉成印刷、37万8,000円、ホームページの開設業務維持等による随意契約で契約をいたしております。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） この更新の日程的なものはどのようになっているかお尋ねをいたします。間隔ですね。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 時限、その他詳細について総務部長から説明をさせます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 更新時期等につきましては、4月1日から始まるという年度でございますので、4月1日から3月31日までの更新手数料ということで契約を結んでございます。更新時期等につきましては随時行うということで進めております。これから業者だけではなくて、内部でも更新できるような体制づくり、そういうものを早急に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 現在、更新の事務は委託しているということを知ったわけですが、これらも職員の能力を生かせばホームページの更新も可能だろうと思います。優秀な職員もたくさんおられますから、ぜひとも庁舎内においてその仕事にあたられたい、このように思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 承知をいたしました。これは1社による随意となっておりますが、職員による独自性もそのほうが出るというものでございますので、職員の資質向上を目指す観点から、そのような方向性で考えていきたいと思っておりますので、ひとつ議員にありましてもご指導方お願いをしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 了解いたしました。

続きまして、生活道路の拡幅、改善、改良についてお尋ねをいたします。住民の大きな要望はまず拡幅、そして舗装してほしいという要望が大変多うございます。これらの件に関しては、道路の拡幅工事、地権者の用地提供が了承されたところ、あるいは地積調査時に前もって杭打ちをされたところ、そのような場所から先に優先順位をつけて事業を入れることができないかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 議員ご指摘のとおり、住民からの要望の中で生活基盤に関する道路の要望が一番多いわけでありまして。今、道路の拡幅、舗装あるいはでこぼこの解消、側溝等、そういった改善が大変多いわけですけれども、その優先順位ということでございますが、当然、拡幅の場合には土地を市が購入しなければなりませんものですから、どうしても土地購入でトラブルしますと、やはり後送りせざるを得ないということでございますが、さりとて地権者がすぐ同意をいたしましても、費用対効果が薄い道路、例えば1日に2人とか3人とか、あるいは交通の安全性は十分今も保たれているのではないかと道路もあるのではないかと思います。

が、そのようなことをよく検証しながら、この道路拡幅なりの要望は優先順位をつけることが肝要かと思っております。

そういう道路事情あるいは住民の要望の強い、またあるいは交通の安全に大変支障を来しているようなところ、そして土地の購入が皆さんが熱意を持って、地元を挙げてそういったことも円滑に進めることができる。こういったところがやはり優先順位の上位に来るのではないかと思っております。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） おおむね了解といたしますが、ぜひとも市長の意を用いて、住民の要望にこたえていただきたいと思います。

関連してお尋ねしたいと思えます。先月、大田原市を訪問する機会がありまして、そうしましたら道路に道路里親制度、だれだれという名前の看板が立っておりました。市民個人の名前の入った看板を道路わきに設置した上で、その範囲の道路の草刈りや手入れ、あるいは空き缶拾いなどを行っているようでございます。私はぜひ見習いたいなと思って帰ってきたところであります。

道路愛護団体とかあるいは自治会その他の団体で現在、河川愛護、道路の手入れをしておりますが、やはり私は究極は個人がそれぞれ住民意識を大きな目線で自分も汗をかく。そういう気持ちを醸成していくのが我々の役目ではないかと考えていますが、市長はどう思いますかお尋ねをいたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 大田原市の道路の里親制度実施要綱が今手元にあります。ホームページでのぞいてみました。平成16年4月1日から施行になっております。これは9条からなっているんですけども、この中で第7条に活動内容というものがございます。読んでみますと、里親は里親となった道路の美化活動を行い、良好な状態に保つよう努めるものとする。このように第7条はなっております。これが要綱の一部の趣旨でございますが、この道路の美化活動、道路愛護活動の普及について、本市の取り組みは今、高田議員からもありましたように、道路愛護会、河川愛護会が組織をされております。この要綱等の中身は行政区単位でそういったことを今、河川愛護会なり道路愛護会は私どもはお願いをしている状況ですから、これが大田原市は各個人まで広げているというところの違いでございます。その活動とか目的は大体同じなのかなというふうに理解はいたしております。

そのようなことから、今後そのようなところまで枠を広げることも一応方策だろうと思えますが、これはぜひ検討させていただきたいと思っております。なお、美化ということにつきましては、全町花公園構想、過日ご質問をいただきましたけれども、今、各団体そして学校、

商店街、そういった意のある方につきましては、そういった美化運動も全市的に進めておりますことをご理解いただいていると思いますけれども、いずれにいたしましても那須烏山市は大変自然環境に恵まれておりますが、あとはいかに手入れをするか、保全をするかだろうというふうに思っておりますので、このような美化運動はさらに支援できるところは大いに市としても支援をしながら、各住民の皆さん方に美化意識、自分の地を大切に作る、美しくする、そのようなことの啓発運動に努めていきたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） この席でこれを取り上げたのには実は理由があります。それは現在の河川愛護あるいは道路愛護の取り組みにつきましては自治会で行っておりますが、自治会では各戸割り当てるわけですね。しかし、高齢者の世帯もあります。女性だけの世帯もあります。草刈り機械も使えない。あるいはかまも所有していない。そういうお宅もございます。しかし、これが横並びでやらざるを得ない。つまり、現場に行けば危険は伴う。あるいは出られない方はそれなりに私どもの自治会では金銭の負担もありません。しかしながら、機械もなく道具もないという班は、シルバー人材センターにみずからお金を拠出して委託をしております。

ですから、河川愛護、あるいは道路愛護の趣旨からすると、かなり逸脱をしている。現在はそういう状況にあるんですね。ですから、私はこれからの方向としては対個人、個人が責任を持って愛する市のために道路の手入れあるいは河川の草刈りを進んでやる。私はそういうふうに市民の行動を結びつけていくような市の方策が必要ではないかと思っておりますが、市長はどう考えますか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 大田原市の里親制度もその一例だということで、ご提言をいただいておりますので、先ほど申し上げましたとおり、那須烏山市としての実態は私もそのような報告を聞いておりますので、よく認識をしているつもりでございます。確かに、各行政区あるいは自治会によっては草刈りどころか、やはり出る人さえいないということも聞いておりますので、さりとて今の道路愛護会の果たしている役割というのは極めて大きいと私は見ているんですね。それをさらに拡大して拡充するという、その拡充策の中でそういったことが導入できるかどうか検討していきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 私もこう提案したいんですが、まず団体でやるところを削減をしていって、その分個人に委託をするというか、そういう意識のある方をお願いをする。例えば草刈り機械の刃をあげて、これで100メートルなら100メートルひとつ頑張っていたきたい。そのような方策も必要なのかなと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 例えば里親制度なるものを導入した場合には、精神的なボランティアだけではなかなかこういった運動は拡大しないのかなとっておりますので、物心両面といいますか、今、草刈り機の刃のお話が出されましたが、ガソリン代も当然かかりますし、手間もかかるわけでございますから、ある程度の応分な金銭的な支援をしていきたい、導入の場合ですよ。そういったことも含めて検討していきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） それなりにボランティア意識のある方は金銭的には余り望んでいないと思います。したがって現物支給のほうが一番無理がなくできるのかなと思っております。

それでは、以上了としまして、森林環境税の導入について再質問をいたします。ほかの県でも県民税の均等割の超過課税方式がとられているようですが、この辺のところを市としては事務的に支障が生じるかどうかお聞きします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 事務レベルでそういった導入ができないかどうかというお問い合わせでございますので、ちょっと休憩させてもらってよろしいですか。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時46分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） ちょっと勉強不足で申しわけございません。通常ですと、均等割については市が幾らというふうに地方税法上改正されまして、金額がなっております。今回の森林税関係につきましては、税法上から言えば目的税にあたるというふうに思っております。均等割を改正するのではなくて、逆に言えば目的税として3,000円プラス森林税幾らですよというふうな条例改正がされるのかなというふうに思っております。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 了解とします。

それでは、続いて財政改革についてに進みたいと思います。まず、1番目の行政改革推進室の取り組みであります。まちづくり懇談会について概要をお知らせ願いたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今回の総合計画策定にあたりましては、民意をできるだけ反映すべ

く、今、市民の皆さんの意見を反映した総合計画でありたいと思っております。そういった中で4部1局の体制をとっておりますので、そのまちづくり懇談会も4部1局に合わせた形で皆さん方に参画いただく予定でございます。

したがいまして、5分野の公募制を考えておりまして、その公募人選等については各部長を中心として考えておりまして、その中で多くの方に参加をしていただくようお願いをしたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 先ほどの1回目の答弁で、その各分野において宇都宮大学からアドバイザーがいらっしゃるということをお聞きしましたが、これはどういう立場の方が来られるのかお聞きします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 宇都宮大学とは昨年締結いたしました友好協定に基づくものでございます。そのようなことから福祉の分野あるいは教育の分野、総務、安全、安心なまちづくり、そういった専門の教授あるいは教官等がおりますので、そのような方にアドバイザーに各分野ごとに入っていただくという趣旨でございます。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 細部につきましては、先ほど同僚議員からも質問があったようですので、それらの人件費についてはどのようにお考えかお尋ねをいたします、委託するのかどうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 宇都宮大学の先生等につきましては費用弁償という形で1日規定がございます。1日規定委託5,000円だと思いましたがけれども、そのような費用弁償の形でお支払いをすることになります。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 費用弁償ということですので了解といたします。

続いて2番の行財政改革提言委員についてでございますが、行政改革推進室との関係につきましては主務課が違ふということですので、その独立性が保持されると思います。これにて了としますが、一層の行政のスリム化、小さな役所の実現を目指すご提言をいただければ幸いです。

続いて4番目、まちづくり債についてお尋ねをいたします。縁故債が非常に利率が下がってきておりまして、このミニ公募債のメリットが薄れてきているようには思いますが、今年度の市の予算の中で起債をした市債の利率、借入先、償還期間等、もしこの場で資料があれば教え

ていただきたいと思ひます。主なものでいいですから。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 平成18年度につきましてはこれから借り入れるということになりますので、平成17年度の例で申し上げたいと思ひます。今回、借り入れにつきましては、縁故資金と政府資金というふうに分かれるかと思ひます。借り入れ先で申し上げますと、栃木県退職手当組合関係につきましては0.8%でございます。政府資金関係につきましては2%、農協関係が1.82%、栃木銀行から金額が大きく借りておりまして、地域振興基金の調整ということで1億3,400万円を借り入れをしております。それについては1.66%ということでありまして。公営企業会計で借りておりますのは公営企業ということで2.0%。一般会計については起債借り入れが2億1,540万円を借り入れしております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 市中金利の低下によりまして縁故債等もかなり低率になったのかなと思ひます。以前は6.5%とか7%とか、大変高い利息でそれも借りかえはあいならんというような起債が多かったかと思ひます。現在借りかえができるようなものがあれば考えているのかどうか、その点1点だけお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 借りかえについては正式な借りかえ債としては現在のところ考えておりません。高金利については、繰り上げ償還等も規定に基づき実施したのものもありますが、現時点では考えていないということです。なお、これからの借り入れにつきましては、非常に市中金利が安いということから、先ほど申し上げましたように政府関係の機関から借りるより、市中金融機関からの借り入れのほうが今のところ安いということになっております。しかし、市中金融機関の場合については現在公債費比率が高くなるということから、20年の借り入れをしておりますけれども、現時点では10年間を据え置いて10年後に市中金利等が動いた場合については、金利については再度見直しをしますという契約で行っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） おおむね意を用いた市長の答弁を求めましたところ、大体そのような答弁でありましたので、これをもって質問を終わりにいたします。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第2 議案第3号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第2 議案第3号 那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る6月6日の本会議において総務企画常任委員会に付託してあります。付託案件に対する常任委員会の審査の経過と結果について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長樋山隆四郎君。

〔総務企画常任委員長 樋山隆四郎君 登壇〕

○総務企画常任委員長（樋山隆四郎君） 総務企画常任委員会からの報告を申し上げます。

本委員会に平成18年6月6日に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、那須烏山市議会会議規則（平成17年那須烏山市議会規則第1号）第102条の規定により報告いたします。

事件番号議案第3号 件名那須烏山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定については、本委員会は原案どおり可決という結果が出ました。どうぞ本会においても、原案どおり可決いただきますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で、総務企画常任委員長の報告が終わりました。ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 請願書等審査結果の報告について

○議長（小森幸雄君） 日程第3 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

陳情第8号 市道編入に関する陳情書、陳情第9号 国道294号線と市道の交差点の整備と通学路の改善充実に関する陳情書、陳情第10号 やまびこの湯からすやまに関する陳情書、陳情第11号 県道路側溝流末排水路の整備について、陳情第13号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する陳情書、陳情第14号 市道2301号線の道路整備事業に関する陳情書、陳情第15号 市道5207号線の道路整備事業に関する陳情書、陳情第16号 市道5310号線の道路整備事業に関する陳情書。

以上の8陳情書については、去る6日の本会議において所管の常任委員会に付託してありますので、その経過と結果について経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長大橋洋一君。

〔経済建設常任委員長 大橋洋一君 登壇〕

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） それでは、経済建設常任委員会に付託されました陳情書についてご説明いたします。去る6月7日に現地調査をした結果、7日、8日と2日間にわたり審査を行いました。その結果を報告いたします。

まず最初に、陳情第8号につきましては、市道に編入すると要望がありましたが、地権者の同意を得られないので、常任委員会においては審査を行う段階ではないという判断をいたしまして、今回は不採択という結果となりました。

続きまして、陳情第9号につきましては採択といたしました。本件につきましては、過去、旧烏山町の議会において陳情されておりましたが、その当時は関係地権者の同意が得られないものですから、一時中断とされておりました。しかし、現在、地権者の同意も得られたということで陳情が上がってきました。この陳情書につきましては県議会の三森議員の紹介もありまして、請願書、陳情書の提出をしております。現在、国道294号線の市道の変則丁字路ということで歩道も狭く、七合小学校の通学道路としても非常に危険な状況であります。平成21年には興野小学校の統合の予定がございますので、早急に対応を望みますということでございます。

続きまして陳情第10号につきましては、やまびこの湯からすやまに関する陳情ですが、陳情書が提出された当時は営業再開も見込みがないという状況でございましたが、しかし現在、新聞報道でもご承知かと思いますが、関係各位の努力によりまして本年10月を目標に営業が再開する準備が着々と進むことになりましたので、この期間につきまして継続審議ということで、この常任委員会では至りました。

続きまして陳情第11号につきましては採択といたしました。この道路は、県道矢板烏山線に通じる側溝からあふれ出す雨水が大量になって、下流側の農業用水路に流れ込むということでございます。現地を視察した結果、用水路もかなりの水量がございまして、県道からあふれてくる水が側溝に流れてきますと、用水堀の水が多いので水があふれるということでございます。ここは下江川中学校の生徒の通学路としても利用されておりますので、早急な対応を望みます。

続いて陳情第13号につきましても採択といたしました。長期にわたり景気の低迷ともいうように、この光が見えてまいりました公共事業の入札におきましては、改善また改革の実施もされない状況であります。現行の総価方式といえますか、請負代金における労務の部分が明確にしておりません。現場労働者に適正な賃金を確保するため、採択とすべきという結論に達しましたので、採択といたしました。

続きまして陳情第14号につきましても採択いたしました。この市道につきましては、2301号線、この地域に数社の工場があります。そしてまた、通勤、通学道路でもあります。本年4月には境中学校が烏山中学校に統合され、中学生がこの道路を朝晩通学しておりますので、幅も3メートルと狭い通学道路でございますので、時間帯には危険な状況であります。この地域の中学生の安全、安心のためにこの道路も早急に対応願いますということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

陳情第15号につきましても採択といたしました。市道5207号線は境小学校への通学及び地域住民の生活道路として当該市道は未舗装でございます。幅も狭く、かなりのクランク型の道路でございます。住民から強い要望がございました。できれば簡易舗装でも結構ですということでございますので、採択を結論といたしました。

最後に陳情第16号につきましても採択をいたしました。この陳情書は市道5301号線U字溝の側溝設置と市道5301号線沿いの下境の境保育園の門柱が非常に危険な状態でありましてということでございますので、この点につきましても門柱がかなり傷んでひびが入っております。園児がちょっと触れても危険なものですから、ぜひこの対応もしたいということでございますので、採択といたしました。

次に、この保育園の園庭に桜の木がかなり枝が邪魔していて、そこで健康診断に来るレント

ゲン車などもその木のために入れたいということでございますので、ぜひ早急な対応が望ましいということでございますので、よろしく願いいたします。

以上で、経済建設常任委員会に付託されました陳情書の結果報告といたします。以上でございます。よろしく願いします。

○議長（小森幸雄君） 次に、陳情第12号 最低保障年金制度創設を求める陳情書について、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長佐藤昇市君。

〔文教福祉常任委員長 佐藤昇市君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（佐藤昇市君） 文教福祉常任委員会に付託されました報告をいたします。本委員会に平成18年6月6日に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、那須烏山市議会会議規則（平成17年那須烏山市議会規則第1号）第135条及び第137条の規定により報告いたします。

当委員会は、6月7日、第2委員会室で全員出席のもと陳情者の出席を求め、退席後審査をいたしました。受理番号陳情第12号 件名は最低保障年金制度創設を求める陳情書であります。審査の結果は継続審査でございます。理由といたしまして、国民の大関心事でありますが国の審査中でもあり、当委員会も継続審査といたしました。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、各常任委員長からの報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより経済建設常任委員長の報告の審査結果について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第3 請願書等審査結果の報告についてのうち、経済建設常任委員会の審査結果の報告については、委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、経済建設常任委員会の審査結果の報告については、委員長の報告どおり決定いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告の審査結果について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。文教福祉常任委員会の審査結果については、委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、文教福祉常任委員会の審査結果については、委員長の報告どおり決定いたします。

お諮りいたします。日程第4 意見書案第1号及日程第5 意見書案第2号を一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

◎日程第4 意見書案第1号 地方交付税に関する意見書の提出について

◎日程第5 意見書案第2号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について

○議長（小森幸雄君） したがって、意見書案第1号 地方交付税に関する意見書の提出について、意見書案第2号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出についての意見書案2件を一括議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

意見書案第1号

地方交付税に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙のとおり提出するものとする。

平成18年6月12日提出

提出者	那須烏山市議会議員	樋山隆四郎
賛成者	那須烏山市議会議員	平山進
賛成者	那須烏山市議会議員	大野曄
賛成者	那須烏山市議会議員	小森幸雄
賛成者	那須烏山市議会議員	中山五男
賛成者	那須烏山市議会議員	高田悦男

意見書案第2号

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定より、国会及び関係行政庁に対し、別紙のとおり提出するものとする。

平成18年6月12日提出

提出者	那須烏山市議会議員	大橋洋一
賛成者	那須烏山市議会議員	高德正治
賛成者	那須烏山市議会議員	松本勝栄
賛成者	那須烏山市議会議員	渡辺健寿

賛成者 那須烏山市議会議員 五味 洸 博

賛成者 那須烏山市議会議員 五味 洸 親 勇

賛成者 那須烏山市議会議員 水 上 正 治

以上朗読を終わります。

○議長（小森幸雄君） 意見書案第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。

18番樋山隆四郎君。

〔18番 樋山隆四郎君 登壇〕

○18番（樋山隆四郎君） 地方交付税に関する意見書ではありますが、たびたび申し上げますとおり、この地方交付税に関しましては我々が生命線とするところであります。地方交付税の配分比率の低下あるいは減額、こういうものに対しては、私は積極的にこの議会が地方交付税獲得のために声を大にして総務省にこの意見書を提出することは、当然妥当である。また、我々の責務であると考えますので、この意見書の提出に相なりました。どうか、この意見書に満場一致で可決をいただきまして、総務大臣にこの意見書を提出したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたしまして、提案理由の（趣旨）説明といたします。

○議長（小森幸雄君） 次に意見書案第2号について、提出者の趣旨説明を求めます。

10番大橋洋一君。

〔10番 大橋洋一君 登壇〕

○10番（大橋洋一君） 公共事業における建設労働者の適正な労働条件の確保のため、この意見書について説明を申し上げます。意見書につきましては、お手元に配付したとおりでございます。この文案をもって、議長名により衆参議院議長並びに総理大臣外大臣に送付しますので、ご了承をお願いしますということでございます。以下、文案をもって説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） あて先が1号のほうが竹中平蔵殿、片方は様だけど、これはどちらかに合わせたほうがいいのかと思います。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 殿で結構です。むしろ閣下でもよろしいです。

○議長（小森幸雄君） 10番大橋洋一君。

○10番（大橋洋一君） 殿で。

○議長（小森幸雄君） 殿で統一する。

休憩して局長に説明させます。

そのほかありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより意見書案第1号、第2号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。意見書案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり関係行政庁に提出することに決定いたしました。

次に、意見書案第2号について採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は原案のとおり関係行政庁に提出することに決定いたしました。

◎日程第6 発議第1号 烏山線利用向上対策調査特別委員会の設置について

◎日程第7 発議第2号 行財政合理化調査特別委員会の設置について

○議長（小森幸雄君） 日程第6 発議第1号 烏山線利用向上対策調査特別委員会の設置

及び発議第2号 行財政合理化調査特別委員会の設置についての2発議を一括して議題といたしたいが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

○議長（小森幸雄君） 書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

発議第1号

烏山線利用向上対策調査特別委員会の設置について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第166号）第8条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

平成18年6月12日提出

提出者	那須烏山市議会議員	樋山隆四郎
賛成者	那須烏山市議会議員	平山進
賛成者	那須烏山市議会議員	大野暉
賛成者	那須烏山市議会議員	小森幸雄
賛成者	那須烏山市議会議員	中山五男
賛成者	那須烏山市議会議員	高田悦男

- 1 委員会の名称 烏山線利用向上対策調査特別委員会
- 2 設置の目的 烏山線の利用向上等の調査研究を行うため
- 3 設置の期間 設置の日から調査終了の日まで。
- 4 委員の定数 10名

発議第2号

行財政合理化調査特別委員会の設置について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第166号）第8条の

規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

平成18年6月12日提出

提出者 那須烏山市議会議員 樋山 隆四郎
賛成者 那須烏山市議会議員 平山 進
賛成者 那須烏山市議会議員 大野 暁
賛成者 那須烏山市議会議員 小森 幸雄
賛成者 那須烏山市議会議員 中山 五男
賛成者 那須烏山市議会議員 高田 悦男

- 1 委員会の名称 行財政合理化調査特別委員会
- 2 設置の目的 行財政の合理化等についての調査研究を行うため
- 3 設置の期間 設置の日から調査終了の日まで。
- 4 委員の定数 10名

以上で朗読を終わります。

○議長（小森幸雄君） 発議第1号、第2号について、提出者の趣旨説明を求めます。

18番樋山隆四郎君。

〔18番 樋山隆四郎君 登壇〕

○18番（樋山隆四郎君） 発議第1号 烏山線利用向上対策調査特別委員会の設置についてということですが、この烏山線は大正14年に開通して以来、この地域の経済、文化の象徴であったわけでありまして、今、利用者が減少している。下手をすると烏山線は廃止になるのではないかという意見もありますが、この烏山線は我が地域にとってはこれほど大切なものではありません。未来永劫にわたってこの線を保持するために、利用向上のための名称は烏山線利用向上対策調査特別委員会、設置の目的は烏山線の利用向上等の調査研究を行うため、設置の期間、設置の日から調査終了の日まで、委員定数10名をもって、この烏山線存続に対して我々は研究し、そして意見を述べるという意味で、烏山線利用向上対策委員会の設置の必要性を感じましたので、ぜひこの設置を認めていただけますようお願いを申し上げます、提案理由の説明（趣旨説明）といたします。

発議第2号 行財政合理化調査特別委員会の設置についてということですが、先ほど来この那須烏山市は財政上非常に厳しい状態にあります。この難局を乗り切るためにも、どう

しても行財政の合理化が必要なわけであります。したがって、この行財政合理化特別委員会を設置して、名称は行財政合理化調査特別委員会、設置の目的は行財政の合理化等についての調査研究を行うため、設置の期間は設置の日から調査終了の日まで、委員の定数は10名ということで、この行財政合理化に少しでも貢献できますよう、この委員会の設置を認めていただきますよう提案理由（趣旨）の説明といたしまして、提案理由（趣旨）の説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 発議第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありません。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 烏山線利用向上対策調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決いたしました。

次に日程第7 発議第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 行財政合理化調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 発議第3号 特別委員会委員の選任について

○議長（小森幸雄君） 日程第8 発議第3号 特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

発議第3号

特別委員会委員の選任について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第166号）第10条第1項の規定により、特別委員会委員の選任を行うものとする。

平成18年6月12日提出

那須烏山市議会議長 小 森 幸 雄

○烏山線利用向上対策調査特別委員会委員（10名）

渡 辺 健 寿	高 徳 正 治	五味渕 博
沼 田 邦 彦	佐 藤 昇 市	佐 藤 雄 次 郎
野 木 勝	小 森 幸 雄	平 塚 英 教
高 田 悦 男		

○行財政合理化調査特別委員会委員（10名）

松 本 勝 栄	久保居 光一郎	大 橋 洋 一
五味渕 親 勇	大 野 曄	平 山 進
水 上 正 治	中 山 五 男	樋 山 隆 四 郎
滝 田 志 孝		

以上朗読終わります。

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第10条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、ただいま朗読したとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり、各特別委員会委員に選任いたします。

○議長（小森幸雄君） ここで暫時休憩いたします。休憩中に各特別委員会委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時51分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第9 報告第1号 特別委員会委員長及び副委員長の報告について

○議長（小森幸雄君） 日程第9 報告第1号 特別委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果を書記に報告させます。

〔書記 朗読〕

報告第1号

特別委員会委員長及び副委員長の報告について

特別委員会において、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第166号）第11条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選をしたので、次のとおり報告する。

平成18年6月12日提出

那須烏山市議会議長 小 森 幸 雄

○烏山線利用向上対策調査特別委員会

委員長	平塚英教
副委員長	渡辺健寿

○行財政合理化調査特別委員会

委員長	中山五男
副委員長	五味渕親勇

以上で朗読を終わります。

○議長（小森幸雄君） 特別委員会の委員長、副委員長の互選については、ただいまの報告のとおり互選されました。

◎日程第10 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（小森幸雄君） 日程第10 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

平成18年6月12日

那須烏山市議会議長 小森幸雄様

総務企画常任委員会委員長 樋山隆四郎

閉会中の継続調査の申し出について

本委員会は、次の調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、那須烏山市議会会議規則（平成17年那須烏山市議会規則第1号）第103条の規定により申し出ます。

事件

- 1 所管に属する事項

2 その他委員会において特に必要と認めた事項

理由

閉会中の所管事務調査及び必要な事項の調査研究

期間

総務企画常任委員会委員の任期の期間

平成18年6月12日

那須烏山市議会議長 小 森 幸 雄 様

文教福祉常任委員会委員長 佐 藤 昇 市

閉会中の継続調査の申し出について

本委員会は、次の調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、那須烏山市議会会議規則（平成17年那須烏山市議会規則第1号）第103条の規定により申し出ます。

事件

- 1 所管に属する事項
- 2 その他委員会において特に必要と認めた事項

理由

閉会中の所管事務調査及び必要な事項の調査研究

期間

文教福祉常任委員会委員の任期の期間

平成18年6月12日

那須烏山市議会議長 小 森 幸 雄 様

経済建設常任委員会委員長 大橋 洋一

閉会中の継続調査の申し出について

本委員会は、次の調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、那須烏山市議会会議規則（平成17年那須烏山市議会規則第1号）第103条の規定により申し出ます。

事件

- 1 所管に属する事項
- 2 その他委員会において特に必要と認めた事項

理由

閉会中の所管事務調査及び必要な事項の調査研究

期間

経済建設常任委員会委員の任期の期間

平成18年6月12日

那須烏山市議会議長 小森 幸雄 様

議会運営委員会委員長 樋山 隆四郎

閉会中の継続調査の申し出について

本委員会は、次の調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、那須烏山市議会会議規則（平成17年那須烏山市議会規則第1号）第103条の規定により申し出ます。

事件

- 1 議会の運営に関する事項

- 2 議会の条例等に関する事項
- 3 議長の諮問に関する事項

理由

閉会中に定例会又は臨時会の会期及び議事日程等の議会運営に関して必要な事項を審査するため並びに議会の条例等又は議長の諮問に関して必要な事項を審査するため

期間

議会運営委員会委員の任期の期間

平成18年6月12日

那須烏山市議会議長 小 森 幸 雄 様

議会広報委員会委員長 佐 藤 雄次郎

閉会中の継続調査の申し出について

本委員会は、次の調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、那須烏山市議会会議規則（平成17年那須烏山市議会規則第1号）第103条の規定により申し出ます。

事件

- 1 議会の活動状況のPRに関する事項
- 2 その他委員会において特に必要と認めた事項

理由

閉会中の所管事務調査及び必要な事項の調査研究

期間

議会広報委員会委員の任期の期間

平成18年6月12日

那須烏山市議会議長 小 森 幸 雄 様

烏山線利用向上対策調査特別委員会委員長

閉会中の継続調査の申し出について

本委員会は、次の調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、那須烏山市議会会議規則（平成17年那須烏山市議会規則第1号）第103条の規定により申し出ます。

事件

- 1 烏山線利用向上等に関する事項
- 2 その他委員会において特に必要と認めた事項

理由

閉会中の利用向上の対策及び必要な事項の調査研究

期間

調査終了の日まで

平成18年6月12日

那須烏山市議会議長 小 森 幸 雄 様

行財政合理化調査特別委員会委員長

閉会中の継続調査の申し出について

本委員会は、次の調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、那須烏山市議会会議規則（平成17年那須烏山市議会規則第1号）第103条の規定により申し出ます。

事件

- 1 行財政合理化に関する事項
- 2 市委員会等の定数に関する事項
- 3 その他委員会において特に必要と認めた事項

理由

閉会中の行財政合理化等に関する調査及び必要な事項の調査研究

期間

調査終了の日まで

以上で朗読を終わります。

○議長（小森幸雄君） 各常任委員会委員長、議会運営委員長、議会広報委員長及び特別委員会委員長から、会議規則第103条の規定によりお手元に配付いたしました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りいたします。これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長の申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上で、平成18年第5回那須烏山市議会定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会にあたって、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は6月6日初日開会をさせていただきまして、本日まで7日間の会期で行われました。上程をさせていただきましたすべての議案は原案のとおり可決、ご決定を賜りましたことはまことにありがたく、お礼を申し上げます。

会期中にいただきました提案議案、または一般質問、そしていただきましたご意見、指摘事項、ご提言等につきましては真摯に受けとめさせていただきまして、今後の市政に資する所存でございます。あわせまして、答弁の中で対応不十分な点もありましたこと、おわびを申し上げます。

今期定例会は、那須烏山市議会が新たな議会構成になりまして初の定例会でございました。

提案議案の中では特に指定管理者制度の導入につきまして真剣なご審議を賜り可決をいただきましたこと、那須烏山市にとりましてこのことは行政への民間参入が事実上認められた形があります。大変画期的なことでございます。今、まさに地方自治体は転換期にあります。財政上確かにピンチであり厳しい状況でございますが、この機をチャンスにも変化させるときでございます。議会ともどもこのチャンスを生かすべく、あるべく那須烏山市構築のため、さらなるご指導、ご鞭撻を賜りたいと存じます。

さて、ことしの田植え時期から今日まで極めて日照時間の少ない年となっております。稲作の病害虫もこれからの発生が大変心配されるところでございます。さらにうっとうしい梅雨の季節になってまいりました。議員各位にありましては健康に十分留意をされまして、ますますの議会活動に邁進されますようお願いを申し上げます。

終わりになりますが、ただいまドイツにおきましてサッカーのオリンピックとも言われますワールドカップが行われております。今晚、日本はオーストラリアと対戦をいたします。ぜひ必勝を期して国民一丸となって応援をしたいと思っております。

重ねて、本日、無事閉会になりました6月定例会に感謝とお礼を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（小森幸雄君） 閉会にあたりまして、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

6月6日からきょうまで7日間にわたりました平成18年第5回那須烏山市議会定例会が、市長から提案された各議案、議員提案の特別委員会の設置等慎重に審議を尽くされ、ここに全部審議を終了することができました。議員各位のご協力に対し、深く敬意を表したいと思います。私も議長として円滑な議会運営のために努力してまいりたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 今後とも特段のご支援、ご協力をお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。大変ご苦労さまでございました。

[午後 3時02分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成18年9月12日

議 長 小 森 幸 雄

署 名 議 員 久 保 居 光 一 郎

署 名 議 員 高 徳 正 治